

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

(改正 令和 3 年 7 月 20 日)

(改正 令和 4 年 7 月 21 日)

(改正 令和 5 年 6 月 28 日)

(改正 令和 6 年 9 月 13 日)

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席

を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年6月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練課長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練課長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練課長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練課長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練課長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川労働局労働基準部監督課長 神奈川労働局職業安定部訓練課長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練課長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練課長	東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部産業人材政策課課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部保安課長 長野県警察本部生活環境課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部産業人材育成課長 千葉県商工労働部産業人材課長	東京事務所長 水戸支所長 長野支所長

<p>長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練課長</p>							<p>東京都産業労働局雇用就業部能力 開発課長 神奈川県産業労働局労働部産業人 材課長 新潟県産業労働部雇用能力開発課 長 山梨県多様性社会・人材活躍推進 局労政人材育成課長 長野県産業労働部労働雇用課長</p>	
------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>1～5 (略)</p> <p>別表 関東地区地域協議会構成員 関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長 山梨県警察本部生活安全捜査課長 山梨県産業労働部労政人材育成課長</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>別表 関東地区地域協議会構成員 関東経済産業局地域経済部産業人材政策課長 山梨県警察本部保安課長 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課長</p>



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

令和6年7月
厚生労働省 労働局(関東地区)

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数204.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者 約59.6万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者 約61.6万人

（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）

- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約41.3万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

④ 特定活動 約7.2万人

（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約35.3万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

日本で就労する外国人の 카테고리 (関東地区都県別状況)

都・県7	外国人労働者数 (全国計における構成比)		①専門的・ 技術的分野 (全国計における構成比)		②身分に基づく 在留資格 (全国計における構成比)		③技能実習 (全国計における構成比)		④特定活動 (全国計における構成比)		⑤資格外活動 (全国計における構成比)		⑥不明
茨城	54,875	(2.7)	13,710	(2.3)	17,046	(2.8)	17,411	(4.2)	2,442	(3.4)	4,266	(1.2)	0
栃木	32,728	(1.6)	7,346	(1.2)	12,911	(2.1)	8,563	(2.1)	1,514	(2.1)	2,394	(0.7)	0
群馬	50,324	(2.5)	10,018	(1.7)	21,282	(3.5)	11,315	(2.7)	2,757	(3.8)	4,952	(1.4)	0
埼玉	103,515	(5.1)	24,573	(4.1)	35,714	(5.8)	19,053	(4.6)	3,573	(5.0)	20,602	(5.8)	0
千葉	78,854	(3.8)	21,843	(3.7)	24,108	(3.9)	16,215	(3.9)	2,882	(4.0)	13,806	(3.9)	0
東京	542,992	(26.5)	212,603	(35.7)	149,492	(24.3)	27,065	(6.6)	21,013	(29.3)	132,779	(37.7)	40
神奈川	119,466	(5.8)	35,763	(6.0)	47,021	(7.6)	16,557	(4.0)	4,312	(6.0)	15,809	(4.5)	4
新潟	12,462	(0.6)	2,968	(0.5)	3,040	(0.5)	4,609	(1.1)	478	(0.7)	1,367	(0.4)	0
山梨	11,227	(0.5)	2,789	(0.5)	4,777	(0.8)	2,567	(0.6)	305	(0.4)	789	(0.2)	0
長野	24,893	(1.2)	5,786	(1.0)	10,090	(1.6)	6,888	(1.7)	1,079	(1.5)	1,050	(0.3)	0
関東計	1,031,336	(50.3)	337,399	(56.6)	325,481	(52.8)	130,243	(31.6)	40,355	(56.3)	197,814	(56.1)	44
全国	2,048,675	(100.0)	595,904	(100.0)	615,934	(100.0)	412,501	(100.0)	71,676	(100.0)	352,581	(100.0)	79

※外国人雇用状況の届出状況 (令和5年10月末現在) による

技能実習 対前年増減状況

	全国	関東計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野
令和5年10月末現在	412,501	130,243	17,411	8,563	11,315	19,053	16,215	27,065	16,557	4,609	2,567	6,888
前年同期比 (%)	20.2	21.6	17.0	20.0	18.2	23.9	20.8	23.5	25.5	26.4	21.0	18.3
令和4年10月末現在	343,254	107,072	14,886	7,134	9,570	15,372	13,418	21,912	13,191	3,647	2,121	5,821
前年同期比 (%)	▲ 2.4	1.4	3.7	▲ 1.3	1.6	▲ 0.2	▲ 3.8	4.2	2.3	▲ 3.5	12.8	2.5
令和3年10月末現在	351,788	105,619	14,351	7,227	9,416	15,404	13,952	21,032	12,900	3,778	1,880	5,679

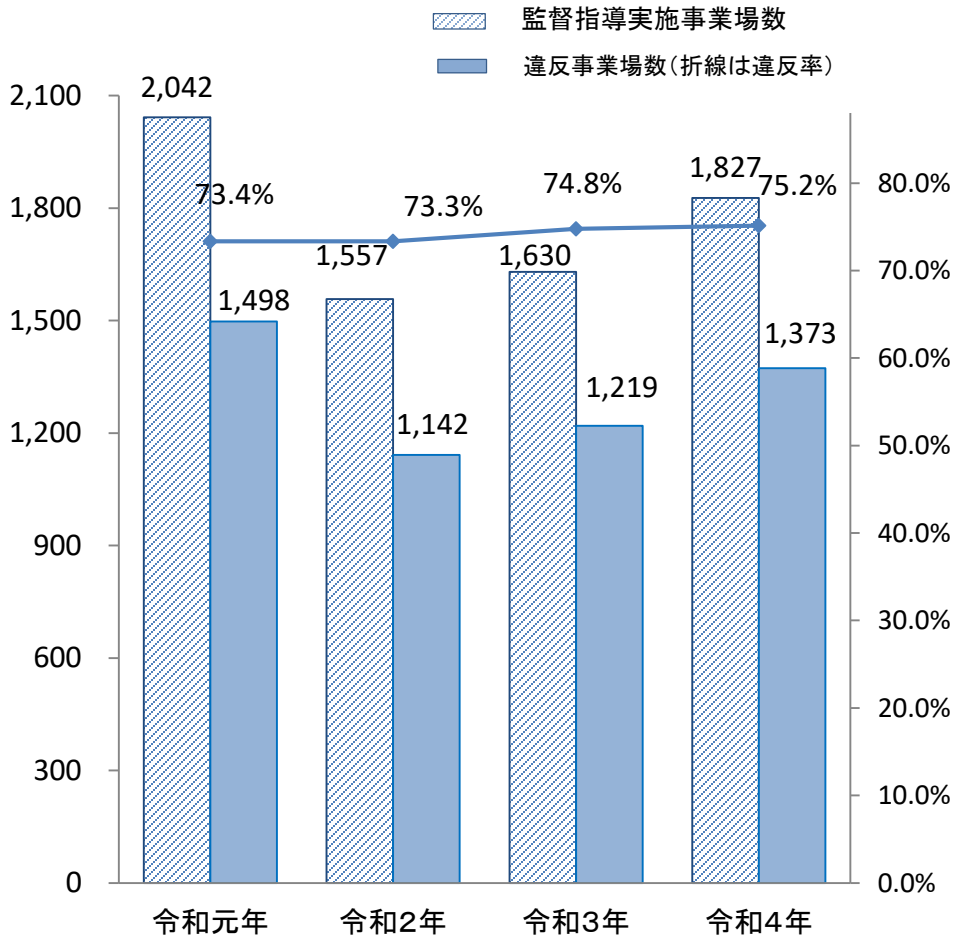
※外国人雇用状況の届出状況 (令和5年10月末現在) による

2.外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和4年)

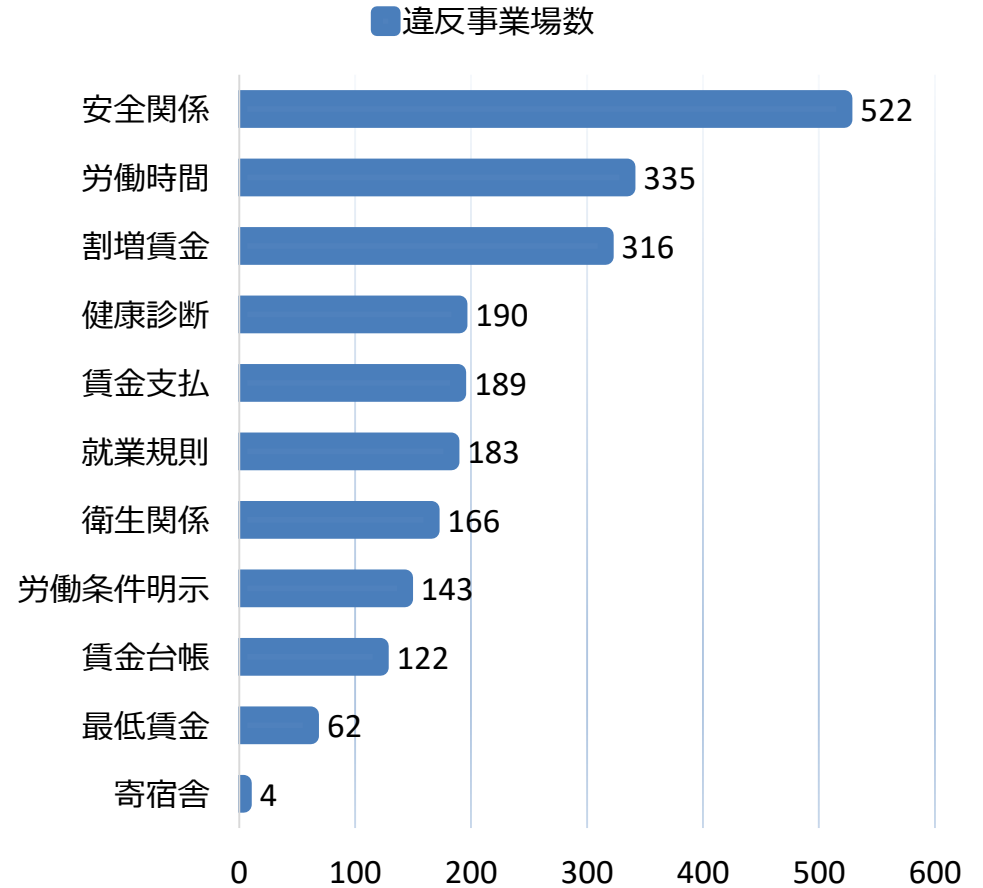
1 監督指導状況

(1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して1,827件の監督指導を実施し、その約75.2%に当たる1,373件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全関係 (28.5%)、②労働時間 (18.3%)、③割増賃金 (17.3%) の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例 情報を契機に監督指導を実施し、割増賃金の不払等について指導

概要

- 金属製品製造業を営む事業場に関し、技能実習生に長時間労働を行わせている旨の情報が寄せられたことから立入調査を実施した。
- この結果、技能実習生について、時間外労働と休日労働の合計時間数が2か月平均で80時間を超えていることが認められた。
- また、無資格の技能実習生に対して、玉掛け業務を行わせていることが認められた。

労基署の対応

- 1 時間外労働及び休日労働の合計が2か月の平均で1か月当たり80時間を超えていたことについて、是正勧告した。
また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

指導事項

労働基準法第36条第6項第3号（時間外及び休日の労働）
長時間労働の削減

- 2 つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務に、玉掛け技能講習を修了していない技能実習生を就かせていたことについて、是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第61条第1項
クレーン等安全規則第221条（就業制限）

指導結果

- 上記各法違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施事業場数		163	122	156	120	194	202	131	83	50	141	1362
違反事業場数		103	88	115	79	160	134	97	59	30	101	966
主な違反	労働基準法第15条(労働条件の明示)	13	6	8	7	13	20	12	3	3	9	94
	同法第24条(賃金の支払)	7	4	14	6	7	26	12	6	4	12	98
	同法第32,40条(労働時間)	43	39	45	31	62	40	31	16	9	45	361
	同法第37条(割増賃金)	21	13	23	13	26	45	19	9	9	22	200
	同法第89条(就業規則)	15	14	16	12	23	12	10	6	3	9	120
	同法第108条(賃金台帳)	8	8	6	6	12	26	11	3	2	8	90
	同法第96条(寄宿舎関係)	0	1	1	4	1	1	6	5	1	0	20
	労働安全衛生法(第20～25条)	54	33	57	21	80	40	34	31	11	43	404
	安全関係	38	22	39	15	67	36	25	23	7	28	300
	衛生関係	16	11	18	6	13	4	9	8	4	15	104
	最低賃金法第4条	1	3	0	3	0	1	3	0	0	2	13
健康診断	8	8	14	6	13	6	6	3	4	8	76	

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和元年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施事業場数		244	160	214	270	324	259	212	94	65	200	2042
違反事業場数		174	112	136	211	253	205	161	71	49	126	1498
主な違反	労働基準法第15条(労働条件の明示)	20	7	26	37	39	23	23	4	6	16	201
	同法第24条(賃金の支払)	33	14	21	69	42	52	35	11	11	11	299
	同法第32,40条(労働時間)	50	34	46	72	75	62	58	15	27	30	469
	同法第37条(割増賃金)	34	20	35	71	53	63	45	13	22	27	383
	同法第89条(就業規則)	17	12	23	33	34	38	30	9	7	23	226
	同法第108条(賃金台帳)	46	18	22	98	75	71	32	6	10	17	395
	同法第96条(寄宿舎関係)	0	1	2	9	0	0	0	9	1	0	22
	労働安全衛生法(第20～25条)	58	41	43	35	82	61	44	31	19	70	484
	安全関係	36	28	23	24	67	51	35	23	14	53	354
	衛生関係	22	13	20	11	15	10	9	8	5	17	130
	最低賃金法第4条	13	8	12	29	26	20	18	4	1	6	137
健康診断	21	13	18	17	11	42	19	2	6	11	160	

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和2年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施事業場数		140	110	182	192	210	169	150	112	56	236	1557
違反事業場数		111	74	126	150	154	138	110	83	39	157	1142
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	10	3	19	25	14	13	10	7	4	12	117
	同法第24条 (賃金の支払)	9	3	26	32	22	30	13	12	7	34	188
	同法第32,40条 (労働時間)	30	20	27	49	45	34	35	18	13	24	295
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	14	43	27	43	25	13	4	31	238
	同法第89条 (就業規則)	15	7	16	25	20	19	21	13	7	13	156
	同法第108条 (賃金台帳)	9	4	12	21	18	21	8	3	4	6	106
	同法第96条 (寄宿舎関係)	1	0	0	1	0	1	0	4	0	2	9
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	35	57	66	73	38	49	41	19	72	504
	安全関係	43	28	40	49	61	37	43	31	15	50	397
	衛生関係	11	7	17	17	12	1	6	10	4	22	107
最低賃金法第4条	2	1	11	17	15	9	6	1	1	6	69	
健康診断	11	11	9	15	16	11	10	6	1	19	109	

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和3年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施事業場数		164	105	197	143	135	178	163	170	86	289	1630
違反事業場数		125	77	145	115	110	122	122	129	69	205	1219
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	12	3	17	14	7	16	16	19	8	21	133
	同法第24条 (賃金の支払)	19	1	18	23	15	23	15	25	4	44	187
	同法第32,40条 (労働時間)	23	20	25	29	31	24	33	38	13	43	279
	同法第37条 (割増賃金)	15	10	26	37	21	26	25	39	11	41	251
	同法第89条 (就業規則)	10	9	31	9	15	11	19	19	6	19	148
	同法第108条 (賃金台帳)	8	2	17	12	12	18	9	13	6	13	110
	同法第96条 (寄宿舎関係)	1	1	1	4	0	0	1	4	0	0	12
	労働安全衛生法 (第20～25条)	64	37	49	49	47	51	56	55	33	89	530
	安全関係	58	24	38	38	39	42	48	39	24	67	417
	衛生関係	8	13	11	11	8	9	8	16	9	22	115
最低賃金法第4条	8	1	3	9	5	7	5	4	2	4	48	
健康診断	9	5	10	15	8	7	9	14	5	21	103	

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

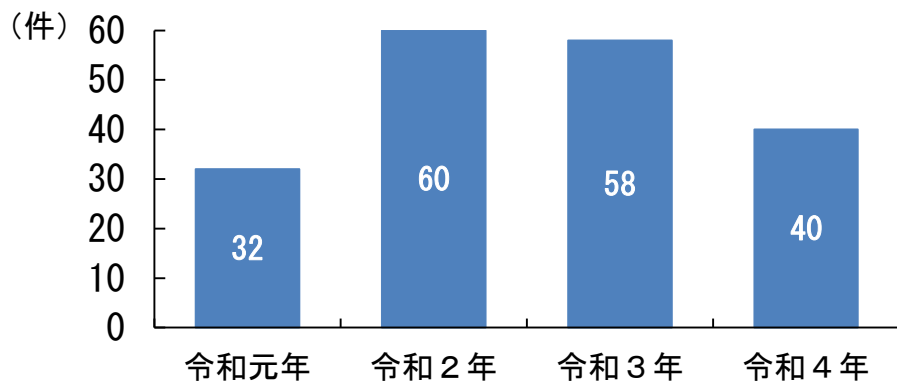
(関東地区)

(令和4年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	190	103	227	199	206	220	221	168	65	228	1827	
違反事業 場数	143	93	162	158	167	157	159	124	44	166	1373	
主な 違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	12	21	14	21	17	21	9	3	12	143
	同法第24条 (賃金の支払)	18	12	31	29	18	16	14	27	7	17	189
	同法第32,40条 (労働時間)	27	26	41	54	35	32	37	33	16	34	335
	同法第37条 (割増賃金)	34	18	46	39	30	29	43	32	13	32	316
	同法第89条 (就業規則)	18	12	30	20	17	14	21	18	8	25	183
	同法第108条 (賃金台帳)	14	10	10	13	18	18	17	5	6	11	122
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
	労働安全衛生法 (第20～25条)	73	43	98	52	101	80	77	55	15	94	688
	安全関係	54	28	62	39	80	66	63	41	13	76	522
	衛生関係	19	15	36	13	21	14	14	14	2	18	166
	最低賃金法第4条	6	7	7	12	6	9	4	4	0	7	62
健康診断	22	19	27	20	25	13	20	15	4	25	190	

2 申告状況

- (1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は40件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(37件)、②解雇手続きの不備(12件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(1件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第24条、第37条等)

37

解雇手続きの不備
(労働基準法第20条)

12

最低賃金額未満
(最低賃金法第4条)

1

- (3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

賃金不払残業等についての申告があったもの

概要

- 技能実習生から、所定始業時刻前の労働に対して、時間外労働の割増賃金が支払われなかったこと等について申告があったもの。
- 調査の結果、所定始業時刻前に業務上必要な作業を行っていたにもかかわらず、時間外労働の割増賃金が支払われていなかったこと等が認められた。

労基署の対応

- 時間外労働に対しては、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

違反条文

労働基準法第37条第1項(割増賃金)

指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、割増賃金のほか未払い額約80万円を支払った。

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	2	2	0	1
群 馬	0	0	0	0
埼 玉	1	1	1	0
千 葉	2	2	0	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	3	1	0
新 潟	2	2	0	2
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	15	15	2	3

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(令和元年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	1
栃 木	3	2	1	0
群 馬	10	10	0	3
埼 玉	3	3	0	1
千 葉	6	6	1	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	2	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	32	29	5	5

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(令和2年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	6	6	0	0
栃 木	3	3	0	0
群 馬	11	11	0	0
埼 玉	12	11	1	1
千 葉	11	11	0	0
東 京	9	6	3	1
神 奈 川	3	3	1	1
新 潟	0	0	0	0
山 梨	1	0	0	0
長 野	4	2	0	0
合 計	60	53	5	3

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(令和3年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	3
栃 木	3	3	1	1
群 馬	5	4	1	0
埼 玉	11	11	2	0
千 葉	7	6	2	0
東 京	13	12	2	1
神 奈 川	4	3	1	0
新 潟	6	4	0	0
山 梨	1	1	0	0
長 野	1	0	0	0
合 計	58	51	9	5

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

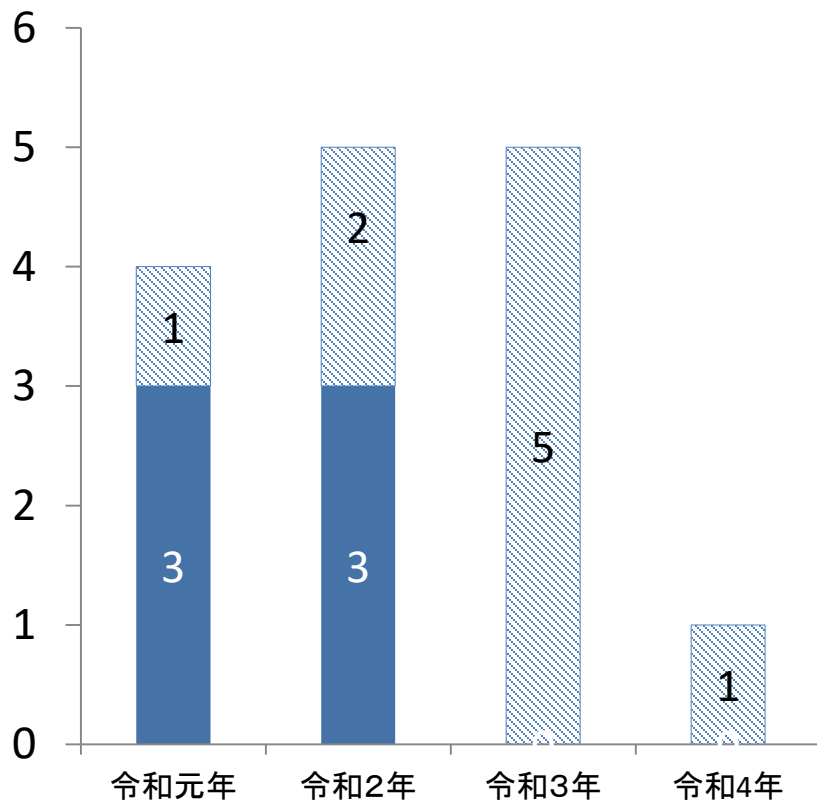
(令和4年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨城	4	4	0	0
栃木	0	0	0	0
群馬	1	1	0	0
埼玉	6	6	2	0
千葉	9	5	6	0
東京	7	5	2	1
神奈川	7	9	1	0
新潟	0	1	0	0
山梨	1	1	0	0
長野	5	5	1	0
合計	40	37	12	1

3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は1件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反 ▨ 労働安全衛生法違反



(2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

技能実習生から中間搾取を行っていた疑いで送検（令和5年の事案）

事案概要

- 建設業を営む事業場において、同社の工事部長が、技能実習生の就業に介入し、部下である技能実習生の給料袋から現金の一部を抜き取り、自らのものとしていた。
- 被害総額は約862万円に達した。

捜査結果

- 工事部長について
業として技能実習生の就業に介入して利益を得ていた疑いにより、送検された。
- 事業主（法人）について
労働基準法の両罰規定により、法人代表者が違反の防止に必要な措置をしていなかったとして、事業主である法人も送検された。

送検条文

労働基準法第6条（中間搾取の排除）
労働基準法第121条第1項（両罰規定）

技能実習生に係る送検件数(令和元年～令和4年)

局	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨城	0	0	1	1	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	1	0	0	1	0	0
千葉	0	1	1	0	0	0	0	1
東京	0	0	0	0	0	2	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	0	0
長野	3	0	0	1	0	1	0	0
合計	3	1	3	2	0	5	0	1

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

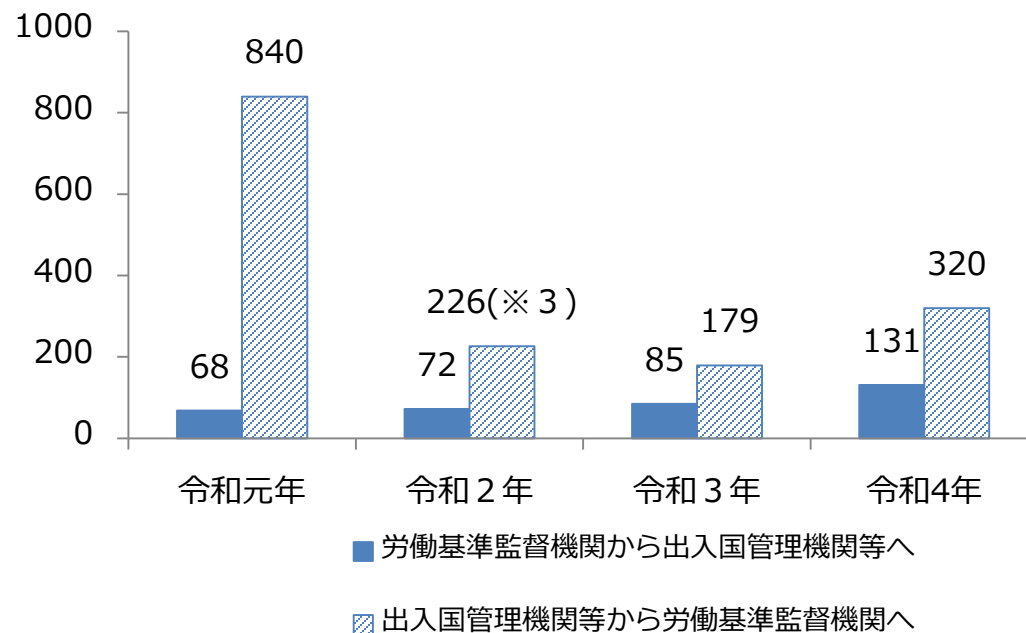
(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 関東地区で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は131件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は320件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) 監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数(令和元年～令和4年)

(関東地区)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
茨 城	7	11	20	22
	139	11	9	54
栃 木	2	3	4	7
	47	8	4	15
群 馬	1	1	8	13
	54	7	9	7
埼 玉	6	10	9	13
	147	17	13	38
千 葉	13	18	12	15
	179	15	8	31
東 京	24	19	21	16
	110	18	7	12
神奈川	4	3	4	5
	70	20	5	17
新 潟	2	2	4	1
	19	35	35	56
山 梨	1	3	3	3
	17	1	0	2
長 野	8	2	0	36
	58	94	89	88
合 計	68	72	85	131
	840	226	179	320

3. 労働局の取組



外国人労働者の皆さまへ

外国人労働者相談コーナーのご案内

東京労働局で10言語、新宿労働基準監督署で3言語、品川労働基準監督署で2言語の外国語による労働条件の相談を以下のとおり窓口・電話で受け付けております。**※窓口相談に来られる際は、事前に相談日時等について予約願います。**

相談内容：賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間：9：30～16：30（12:00～13:00を除く）

英 語	月・火・水・木・金	東京労働局 外国人特別相談・支援室 ☎03-5361-8728 160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 外国人在留支援センター内 JR線・東京メトロ南北線 四ツ谷駅徒歩1分 東京メトロ丸の内線 四ツ谷駅徒歩3分
中 国 語	月・火・水・木・金	
タガログ語	月・火・水・金	
ベトナム語	火・木・金	
ネパール語	月・火・水・木	
インドネシア語	火	
カンボジア語 (クメール語)	水	
タイ語	木	
ミャンマー語	金	
モンゴル語	金	
英 語	月 ・ 火	新宿労働基準監督署 ☎03-5338-5582 169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4階 JR線 高田馬場駅 戸山口徒歩5分 西武新宿線 高田馬場駅 戸山口徒歩7分 東京メトロ東西線 高田馬場駅徒歩10分
中 国 語	火 ・ 木 ・ 金	
韓 国 語	水 ・ 木 ・ 金	
中 国 語	水 ・ 金	品川労働基準監督署 ☎03-3440-7556 141-0021 品川区上大崎3-13-26 JR線 目黒駅又は五反田駅徒歩7分
タガログ語	月 ・ 木	

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語			0570-001705
ベトナム語			0570-001706
ミャンマー語			0570-001707
ネパール語			0570-001708
韓国語			0570-001709
タイ語			0570-001712
インドネシア語			0570-001715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001716
モンゴル語			0570-001718

労働条件相談ほっとラインのご案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからも御利用いただけます。「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の開庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日（月～金） 午後5時～午後10時 ○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語			0120-531-403
スペイン語			0120-531-404
タガログ語			0120-531-405
ベトナム語			0120-531-406
ミャンマー語			0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)			0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805



ご相談ください！

厚生労働省
東京労働局
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

外国人労働者の労務管理等に関する

無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただきます。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください！

※ ウェブ会議システム「Microsoft Teams (チームズ)」を利用したリモートによる訪問支援も可能ですので、ご希望の方は遠慮なく申し付け下さい！

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

外国人労働者の労務管理全般に関すること

- 外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの？
- 今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

労働基準法等に関すること

- 外国人にも労働基準法は適用されるの？
- 労働条件に日本人と差をつけても良いの？
- 外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい！

外国人雇用特有の問題に関すること

- 就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの？
- 外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- 他社の好事例を紹介してほしい。

このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- 働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- 助成金の御案内



訪問支援を御希望の場合は、メールや電話でお申し込みください。

その他、ご不明な点がありましたら、外国人特別相談・支援室担当までお問合せください。

◆MAIL gaikoku-shien@mhlw.go.jp

◆TEL 03-5361-8728

※メールには以下の内容をご記入ください。

- 会社名、
- 住所、
- 事業の種類、
- 外国人労働者数、
- 外国人労働者の在留資格、
- ご担当者名、
- 連絡先(電話番号)、
- リモートによる訪問支援の希望の有無、
- 希望日(第3希望までご記載ください)、
- 相談・支援を希望する内容

外国人労働者の労務管理等に関する

リモート支援のご案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場の方を対象に、リモートで相談・支援をさせていただきます。

このリモート支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではなく、こちらから労務管理に関する各種書類の提示を求めることも致しません。ご希望があった書類のみ確認するものです。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。

労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください。



対象事業場

外国人労働者を雇用する又は雇用を予定している事業場

実施方法

Microsoft Teams を用いたオンライン会議

申込方法

下記の内容を記載の上、メールでお申し込みください。
(送付先)

gaikoku-shien@mhlw.go.jp

(記載内容)

- 会社名
- 住所
- 事業の種類
- 外国人労働者数
- 外国人労働者の在留資格
- ご担当者名
- 連絡先(電話番号)
- 「リモート支援希望」とご記載ください
- 希望日(第3希望までご記載ください)
- 相談・支援を希望する内容

費用

無料です。

※ Microsoft Teams を使用する環境をご用意いただく必要があります。

相談・支援内容

下記のような内容について、相談・支援いたします。

- 外国人労働者の労務管理全般に関すること
 - 何に気を付ければ良いか
 - 今の管理方法で問題ないか
- 労働基準法等に関すること
 - 労働基準監督署への届出について
 - 労働条件に差を付けて良いのか
- 外国人雇用特有の問題に関すること
 - 外国語の教材を紹介してほしい
 - どんなトラブルが多いのか

などなど



外国人在留支援センター
FRESA

外国人特別相談・支援室

〒164-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階

外国人在留支援センター (FRESA) 内

TEL: 03-5361-8728 Mail: gaikoku-shien@mhlw.go.jp



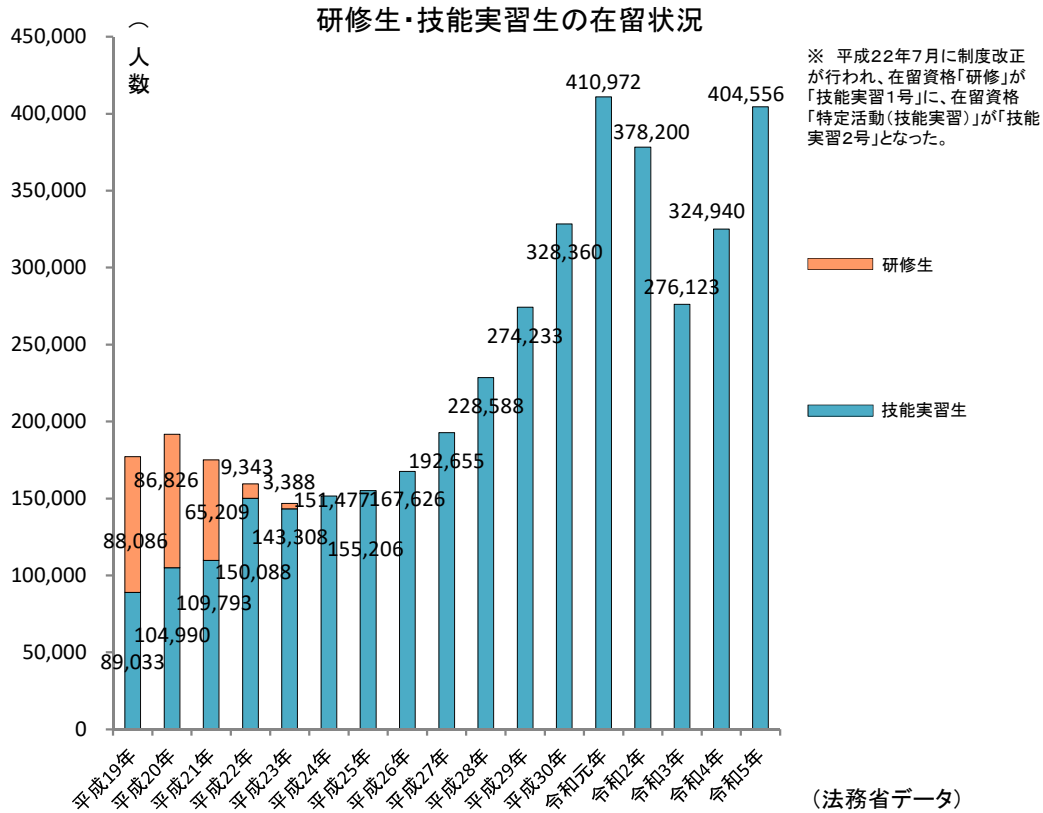


技能実習制度の現状及び取組について

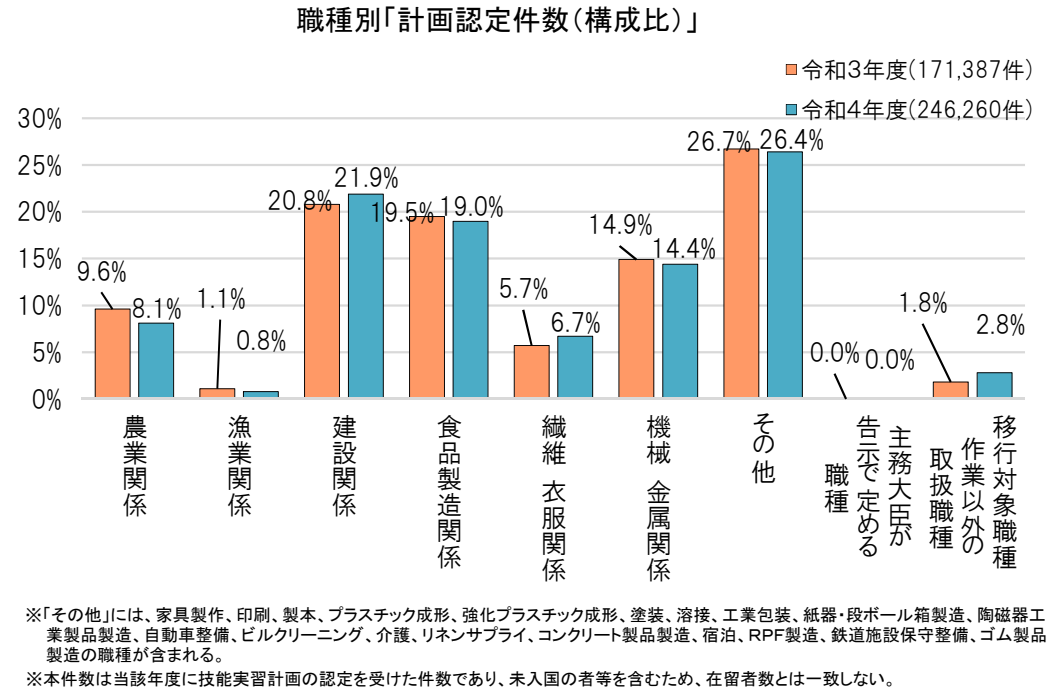
令和6年8月
東京出入国在留管理局

技能実習制度の現状

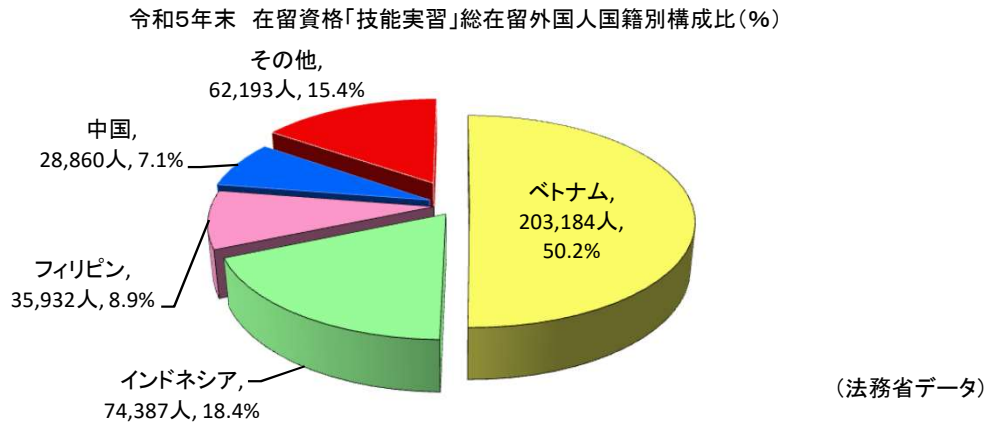
1 令和5年末の技能実習生の数は、404,556人



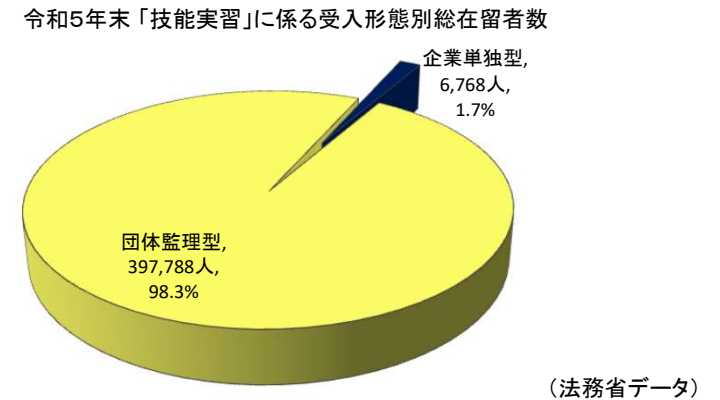
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.3%



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和5年末時点：404,556人）

1 農業関係（2職種6作業）（30,171人）（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業 ● (24,466人)	施設園芸	13,431
	畑作・野菜	10,538
	果樹	497
畜産農業 ● (5,705人)	養豚	1,146
	養鶏	1,999
	酪農	2,560

2 漁業関係（2職種10作業）（3,103人）（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業 ● (1,348人)	かつお一本釣り漁業	273
	延縄漁業	41
	いか釣り漁業	119
	まき網漁業	470
	ひき網漁業	257
	刺し網漁業	32
	定置網漁業	115
	かに・えびかご漁業	40
	棒受網漁業△	1
	養殖業 ●(1,755人)	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）（92,015人）（人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (450人)	ハーカッション式さく井工事	109
	ロータリー式さく井工事	341
建築板金 (2,218人)	ダクト板金	902
	内外装板金	1,316
冷凍空調機器施工 (844人)	冷凍空調機器施工	844
建具製作 (302人)	木製建具手加工	302
建築大工 (4,232人)	大工工事	4,232
型枠施工 (11,107人)	型枠工事	11,107
鉄筋施工 (9,952人)	鉄筋組立て	9,952
とび (26,542人)	とび	26,542
石材施工 (505人)	石材加工	256
	石張り	249
タイル張り (900人)	タイル張り	900
かわらぶき (493人)	かわらぶき	493
左官 (3,261人)	左官	3,261
配管 (3,556人)	建築配管	2,803
	プラント配管	753
熱絶縁施工 (1,377人)	保温保冷工事	1,377
内装仕上げ施工 (4,917人)	プラスチック系床仕上げ工事	410
	カーベット系床仕上げ工事	198
	鋼製下地工事	691
	ボード仕上げ工事	2,874
サッシ施工 (463人)	カーテン工事	744
	ビル用サッシ施工	463
防水施工 (3,658人)	シーリング防水工事	3,658
コンクリート圧送施工 (863人)	シーリング防水工事	3,658
コンクリート圧送施工 (863人)	コンクリート圧送工事	863
ウェルポイント施工 (47人)	ウェルポイント工事	47
表装 (752人)	壁装	752
建設機械施工 ● (15,331人)	塀装	752
	押土・整地	400
	構込み	775
	掘削	10,392
築炉 (245人)	締固め	3,764
	築炉	245

4 食品製造関係（11職種18作業）（78,361人）（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締 ● (542人)	缶詰巻締	542
食鳥処理加工業 ● (4,177人)	食鳥処理加工	4,177
加熱性水産加工食品製造業 ● (5,740人)	節類製造	447
	加熱乾製品製造	949
	調味加工品製造	4,269
	くん製品製造	75

4 食品製造関係（11職種18作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業 ● (13,612人)	塩蔵品製造	6,629
	乾製品製造	2,173
	発酵食品製造	1,024
水産練り製品製造 (1,310人)	調理加工品製造	396
	生食用加工品製造	3,390
	かまぼこ製品製造	1,310
牛豚食肉処理加工業 ● (2,940人)	牛豚部分肉製造	2,940
ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,471人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,471
パン製造 (5,386人)	パン製造	5,386
そう菜製造業 ● (38,538人)	そう菜加工	38,538
農産物漬物製造業 ● △ (627人)	農産物漬物製造	627
医療・福祉施設給食製造 ● △ (3,018人)	医療・福祉施設給食製造	3,018

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（25,650人）（人）

職種名	作業名	在留者数
紡績運転 ● (673人)	前紡工程	65
	精紡工程	203
	巻糸工程	28
	合ねん糸工程	377
	準備工程	171
織布運転 ● (1,190人)	製織工程	996
	仕上工程	23
染色 (592人)	糸浸染	157
	織物・ニット浸染	435
ニット製品製造 (349人)	靴下製造	266
	丸編みニット製造	83
たて編ニット生地製造 ● (190人)	たて編ニット生地製造	190
婦人子供服製造 (17,288人)	婦人子供既製服縫製	17,288
紳士服製造 (1,158人)	紳士既製服製造	1,158
下着類製造 ● (904人)	下着類製造	904
寝具製作 (463人)	寝具製作	463
カーベット製造 ● △ (169人)	織じゅうたん製造	2
	タフテッドカーベット製造	27
ニードルパンチカーベット製造 (140)	ニードルパンチカーベット製造	140
帆布製品製造 (916人)	帆布製品製造	916
布はく縫製 (235人)	ワイシャツ製造	235
座席シート縫製 ● (1,523人)	自動車シート縫製	1,523

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,260人）（人）

職種名	作業名	在留者数
鑄造 (3,384人)	鑄鉄鋳物鑄造	2,325
	非鉄金属鑄物鑄造	1,059
鍛造 (411人)	ハンマ型鍛造	106
	プレス型鍛造	305
ダイカスト (1,673人)	ホットチャンパダイカスト	152
	コールドチャンパダイカスト	1,521
機械加工 (10,375人)	普通旋盤	2,266
	フライス盤	1,796
	数値制御旋盤	3,497
	マシニングセンタ	2,816
金属プレス加工 (8,726人)	金属プレス	8,726
鉄工 (5,074人)	構造物鉄工	5,074
工場板金 (3,705人)	機械板金	3,705
めっき (2,890人)	電気めっき	2,318
	溶融亜鉛めっき	572
アルミニウム陽極酸化処理 (404人)	陽極酸化処理	404
仕上げ (2,134人)	治工具仕上げ	291
	金型仕上げ	283
機械検査 (5,697人)	機械組立仕上げ	1,560
	機械検査	5,697
機械保全 (1,944人)	機械系保全	1,944
電子機器組立て (7,762人)	電子機器組立て	7,762

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (1,994人)	回転電機組立て	373
	変圧器組立て	67
	配電盤・制御盤組立て	915
	開閉制御器具組立て	319
プリント配線板製造 (1,085人)	回転電機巻線製作	320
	プリント配線板設計	16
アルミニウム圧延・押出製品製造 ● △ (0人)	プリント配線板製造	1,069
	引抜加工	0
金属熱処理業 ● (0人)	仕上げ	2
	全体熱処理	0
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	0
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	0

7 その他（21職種38作業）（109,945人）（人）

職種名	作業名	在留者数
家具製作 (2,161人)	家具手加工	2,161
	オフセット印刷	1,258
印刷 (1,592人)	グラビア印刷 ● △	334
	製本 (1,920人)	製本
プラスチック成形 (18,921人)	圧縮成形	1,667
	射出成形	15,406
強化プラスチック成形 (852人)	インプレッション成形	693
	ブロー成形	1,155
塗装 (13,251人)	手積み積層成形	852
	建築塗装	3,517
工業包装 (14,148人)	金属塗装	5,579
	鋼橋塗装	544
溶接 ● (21,238人)	噴霧塗装	3,611
	手溶接	3,187
工業包装 (14,148人)	半自動溶接	18,051
	工業包装	14,148
紙器・段ボール箱製造 (2,199人)	印刷箱打抜き	606
	印刷箱製箱	426
陶磁器工業製品製造 ● (261人)	貼箱製造	201
	段ボール箱製造	966
機械ろくろ成形 (261人)	機械ろくろ成形	53
	圧力鋳込み成形	42
バッド印刷 (166)	バッド印刷	166
自動車整備 ● (4,381人)	自動車整備	4,381
ビルクリーニング (6,483人)	ビルクリーニング	6,483
介護 ● (15,909人)	介護	15,909
リネンサプライ ● △ (2,200人)	リネンサプライ仕上げ	2,200
コンクリート製品製造 ● (1,696人)	コンクリート製品製造	1,696
宿泊 ● △ (1,335人)	接客・衛生管理	1,335
RPF製造 ● (99人)	RPF製造	99
鉄道施設保守整備 ● (75人)	軌道保守整備	75
ゴム製品製造 ● △ (1,222人)	成形加工	943
鉄道車両整備 ● (2人)	押出し加工	170
	混練り圧延加工	85
木材加工 ● △ (0人)	複合積層加工	24
	走行装置検修・解き装	2
	空気装置検修・解き装	0
	機械製材	0

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（103人）（人）

職種名	作業名	在留者数
空港ランドハンドリング ● (103人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	59
	客室清掃△	44
ポイラーメンテナンス ● △ (0人)	ポイラーメンテナンス	0

9 その他非移行対象職種等（7,948人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和5年末時点の速報値である。（注3）職種・作業の項目は令和5年10月31日時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

職種・都道府県別(関東) 技能実習在留者数(令和5年12月末時点)

	合計	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
合計	404,556	16,659	8,587	10,463	22,592	20,842	14,725	17,100
1 農業関係	30,171	5,614	1,000	1,254	437	1,930	31	103
耕種農業	24,466	5,243	670	1,034	355	1,362	19	63
畜産農業	5,705	371	330	220	82	568	12	40
2 漁業関係	3,103	73	-	-	1	149	7	3
漁業	1,348	73	-	-	1	147	7	3
養殖業	1,755	-	-	-	-	2	-	-
3 建設関係	92,015	2,465	1,340	1,365	9,490	6,858	8,105	7,624
土木	450	4	11	5	20	17	46	36
建築板金	2,218	116	49	52	315	140	111	86
冷凍空調機器施工	844	1	7	10	104	51	131	75
建具製作	302	17	39	1	20	2	1	-
建築大工	4,232	177	173	78	429	385	189	218
型枠施工	11,107	295	148	79	1,241	648	744	904
鉄筋施工	9,952	385	147	114	1,147	726	990	823
とび	26,542	514	306	455	2,509	1,836	1,984	2,355
石材施工	505	36	6	2	46	37	67	12
タイル張り	900	7	2	14	217	52	95	94
かわらぶき	493	8	1	2	51	69	52	35
左官	3,261	70	24	15	323	296	362	329
配管	3,556	71	32	56	337	270	441	352
熱絶縁施工	1,377	48	16	6	120	100	70	109
内装仕上げ施工	4,917	102	65	56	613	412	772	483
サッシ施工	463	2	8	12	56	34	79	28
防水施工	3,658	56	28	83	468	373	593	502
コンクリート圧送施工	863	12	1	18	75	74	41	80
ウエルポイント施工	47	-	-	-	-	11	-	-
表装	752	13	-	6	93	95	194	46
建設機械施工	15,331	531	253	282	1,306	1,222	1,143	1,043
築炉	245	-	24	19	-	8	-	14
4 食品製造関係	78,361	2,613	1,491	1,885	4,368	4,591	2,678	3,135
缶詰巻締	542	1	19	-	2	34	-	7
食鳥処理加工業	4,177	92	-	106	12	73	6	1
加熱性水産加工食品製造業	5,740	257	35	47	53	142	32	14
非加熱性水産加工食品製造業	13,612	378	75	84	468	1,213	434	435
水産練り製品製造	1,310	10	-	6	17	116	8	27
牛豚食肉処理加工業	2,940	140	61	172	168	102	76	130
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,471	200	215	18	133	106	5	69
パン製造	5,386	244	38	82	402	491	412	367
そう菜製造業	38,538	1,212	951	1,283	2,840	2,164	1,352	1,898
農産物漬物製造業	627	6	52	36	77	-	4	1
医療・福祉施設給食製造	3,018	73	45	51	196	150	349	186
5 繊維・衣服関係	25,650	259	453	410	520	480	249	18
紡績運転	673	-	-	-	-	7	-	-
織布運転	1,190	1	2	10	1	-	-	-
染色	592	-	12	4	3	7	-	-
ニット製品製造	349	3	4	-	-	6	-	-
たて編ニット生地製造	190	-	7	9	-	1	-	-
婦人子供服製造	17,288	179	344	227	423	395	234	15
紳士服製造	1,158	26	10	3	2	5	7	-
下着類製造	904	1	22	-	-	11	1	-
寝具製作	463	15	2	41	35	4	6	2
カーペット製造	169	-	-	1	-	-	-	-
帆布製品製造	916	34	29	1	21	27	-	-
布はく縫製	235	-	-	-	15	17	1	-
座席シート縫製	1,523	-	21	114	20	-	-	1
6 機械・金属関係	57,260	2,186	1,693	1,923	1,963	1,240	455	1,030
鋳造	3,384	82	93	56	156	45	22	33
鍛造	411	35	6	39	5	7	8	7
ダイカスト	1,673	25	81	44	104	8	5	21
機械加工	10,375	213	259	398	407	148	78	201
金属プレス加工	8,726	779	313	466	210	121	32	187
鉄工	5,074	183	313	75	179	446	30	50
工場板金	3,705	178	114	192	213	110	39	125
めっき	2,890	103	37	131	118	45	61	84
アルミニウム陽極酸化処理	404	11	8	26	27	9	7	6
仕上げ	2,134	3	33	40	44	8	17	50
機械検査	5,697	222	147	68	170	30	36	69
機械保全	1,944	73	29	11	87	143	26	66
電子機器組立て	7,762	219	229	187	154	93	58	72
電気機器組立て	1,994	22	6	188	53	27	30	58
プリント配線板製造	1,085	38	25	2	36	-	4	1
アルミニウム圧延・押出製品製造	2	-	-	-	-	-	2	-
金属熱処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
7 その他	109,945	3,264	2,299	3,310	5,486	5,300	3,106	4,502
家具製作	2,161	30	92	37	108	46	17	13
印刷	1,592	79	22	15	220	64	77	56
製本	1,920	35	-	25	451	121	117	63
プラスチック成形	18,921	449	545	954	632	270	35	253
強化プラスチック成形	852	20	21	49	24	28	8	28
塗装	13,251	494	235	402	726	519	439	704
溶接	21,238	638	519	776	856	1,080	235	782
工業包装	14,148	438	313	289	846	838	247	596
紙器・段ボール箱製造	2,199	35	15	55	203	125	35	110
陶磁器工業製品製造	261	-	-	1	-	1	-	-
自動車整備	4,381	182	54	99	236	262	127	122
ビルクリーニング	6,483	33	52	74	160	701	901	598
介護	15,909	421	222	370	719	773	784	948
リネンサプライ	2,200	127	113	45	113	274	45	181
コンクリート製品製造	1,696	175	51	91	135	100	12	13
宿泊	1,335	15	31	28	4	50	4	18
RPF製造	99	3	-	-	3	9	12	-
鉄道施設保守整備	75	3	2	-	8	3	8	9
ゴム製品製造	1,222	87	12	-	42	36	3	8
鉄道車両整備	2	-	-	-	-	-	-	-
木材加工	-	-	-	-	-	-	-	-
8 主務大臣が告示で定める職種	103	-	-	-	-	35	28	-
空港グランドハンドリング	103	-	-	-	-	35	28	-
ボイラーメンテナンス	-	-	-	-	-	-	-	-
9 移行対象職種・作業以外の取扱職種	7,948	185	311	316	327	259	66	685
移行対象外職種	7,948	185	311	316	327	259	66	685

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和6年7月1日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	49	32	527	6,725	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	1	0	8	123	0

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年)

\	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	829
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	607
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	367
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	70
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	70
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	55
ラ オ ス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	11
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	5
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	54

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「ラオス」及び「バングラデシュ」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「ラオス」及び「バングラデシュ」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

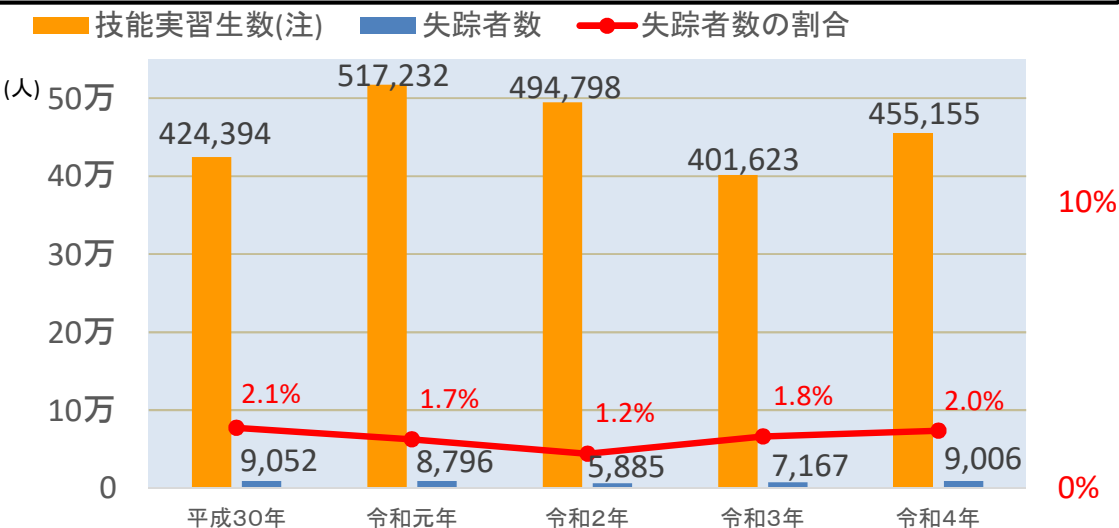
Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

らんぼう

乱暴はダメ!!!



↓このリーフレットの掲示場所はこちら↓



必要なのは

思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受入れができなくなります。



ISA

世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～
職場での
コミュニケーションにおすすめ



こうかんノート



日本語能力の向上

信頼関係ができて
悩みを相談しやすい

考えや気持ちの言語化

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

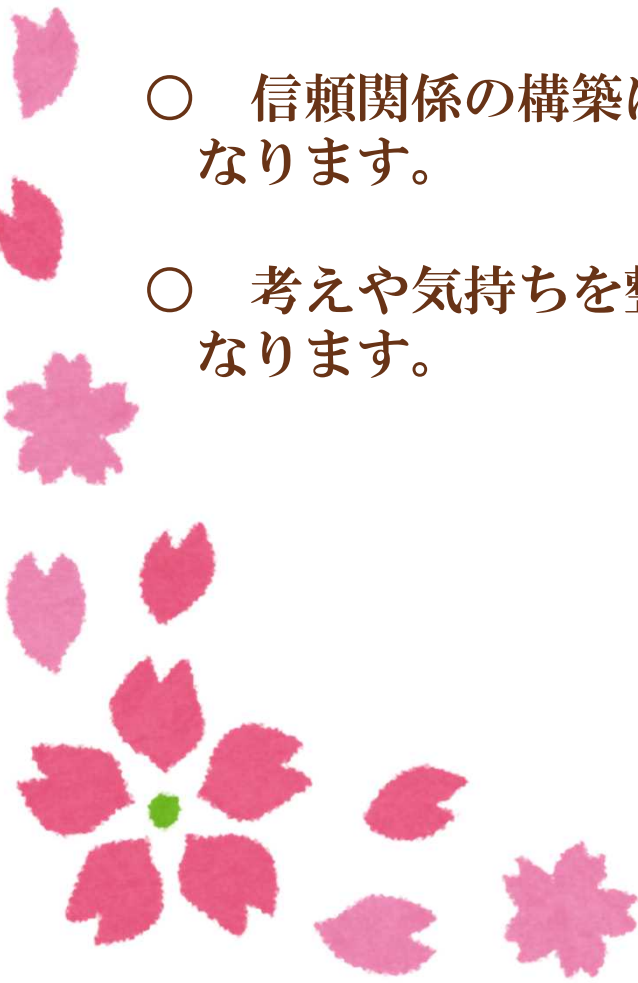
Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～

こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



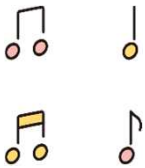
～にほんで はたらく みなさんへ～



かいしゃのひと

と

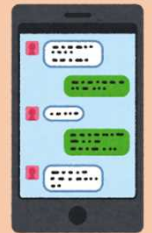
コミュニケーション



おはなし



アプリで
トーク



こうかんノート



↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～にほんで はたらく みなさんへ～

にほんではたらくまえに、
かならずかくにん☑



☑きゅうりょう



☑しごとですること



☑にほんのいえ



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出国機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。
※連絡先は裏面を見てください
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金（いつもの賃金の平均6割程度）が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。（手続きが必要です。）
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。

技能実習生向け相談業務の実施

1. 技能実習生への相談対応

技能実習生に対する支援として、技能実習生は、外国人技能実習機構に様々な相談を行うことができます。

相談対応にあたっては、主要な言語について曜日を決めて電話、メールで相談対応を実施する「母国語相談」を用意するとともに、地方事務所でも相談時に通訳人を用意して相談を行います。

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

技能実習法第49条第1項において、監理団体や実習実施者から、技能実習法令に違反する行為を受けた技能実習生は、出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣にその事実を申告することができます。

技能実習生は、申告を行うにあたって、機構で受け付けることで、母国語で申告を行うことができます。

3. 母国語相談の実施日時について

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告及び相談を行うことができます。電話料金はフリーダイヤルで無料です。

対応言語	対応日時	電話番号 ※ 対応日時外は留守番電話で受け付けています	メール
ベトナム語	月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木 11:00～19:00 日 9:00～17:00	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

技能実習生向け相談業務の実施

4. 地方事務所・支所での相談対応について

地方事務所・支所の業務時間（9:00～17:00）で、電話又は来所いただくことによりご相談に応じます。なお、通訳人が必要な場合については、相談開始にお時間をいただく場合があります。

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6445
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-398-6126
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階 ☎03-5577-5143
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8856
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-228-0627
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-481-7560
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3352
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3029
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4083
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

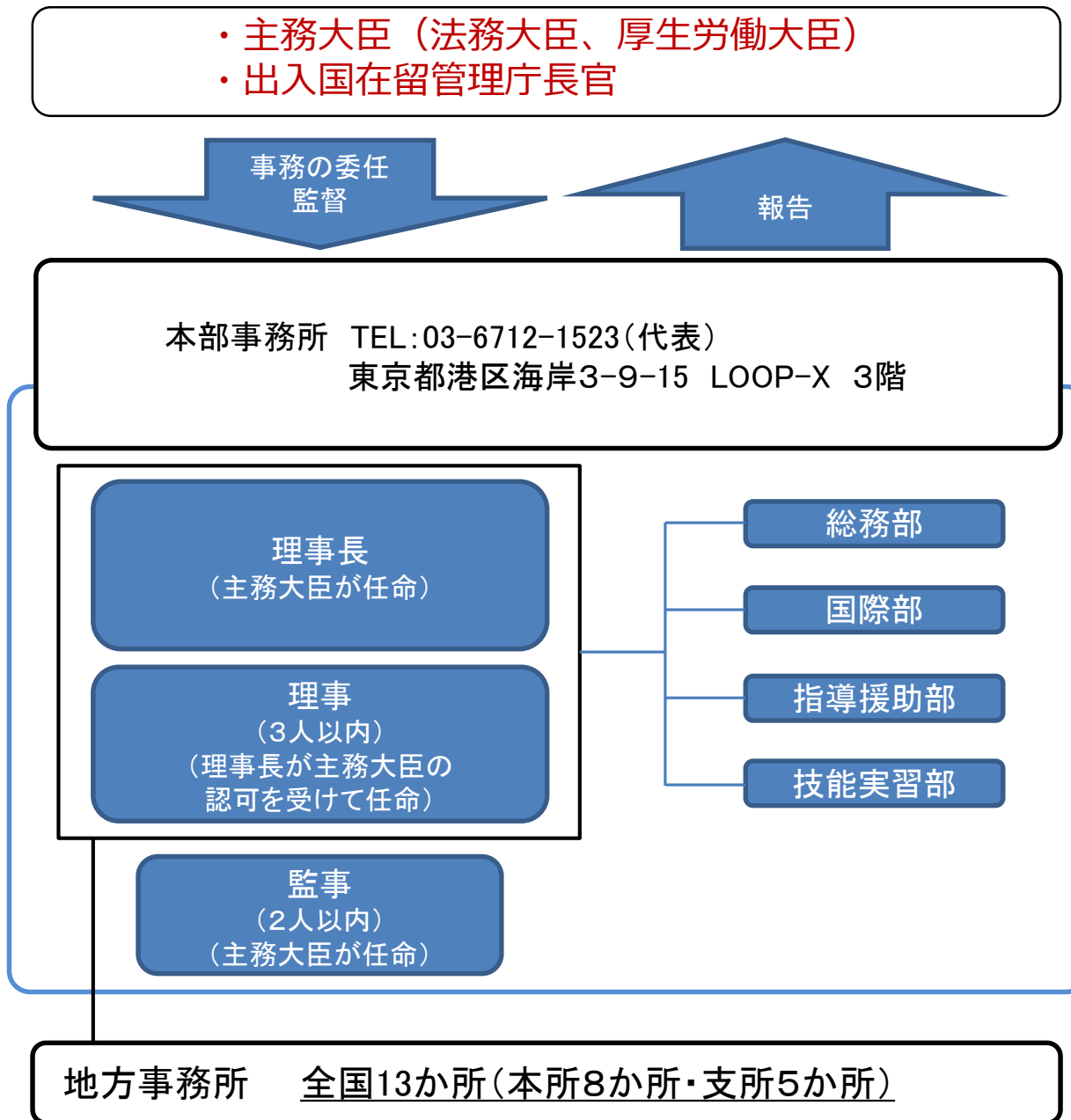
外国人技能実習機構業務の概況

令和6年7月

外国人技能実習機構
東京事務所



外国人技能実習機構の組織と所掌事務



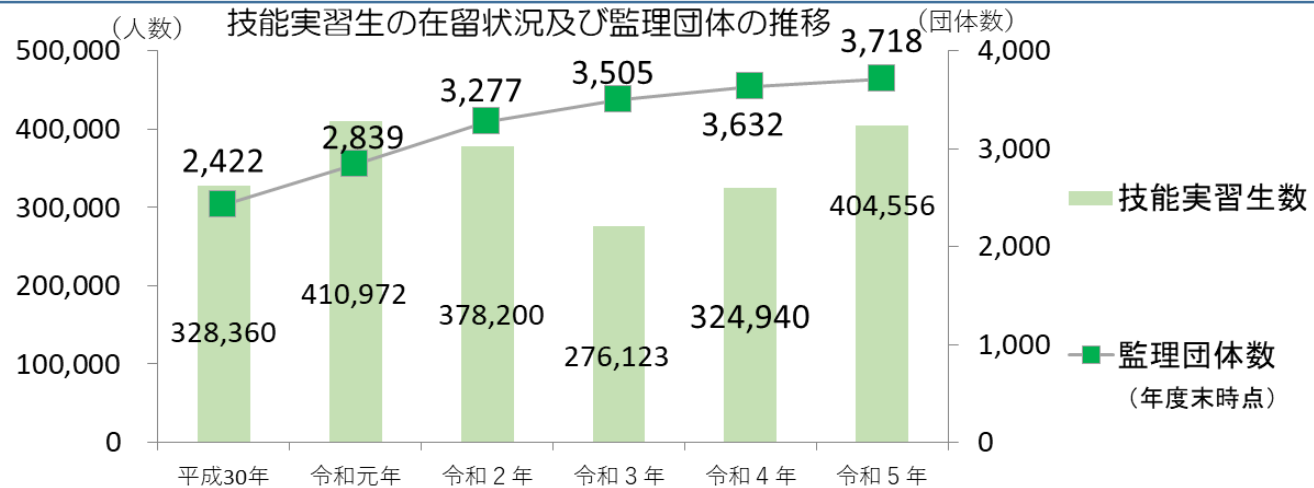
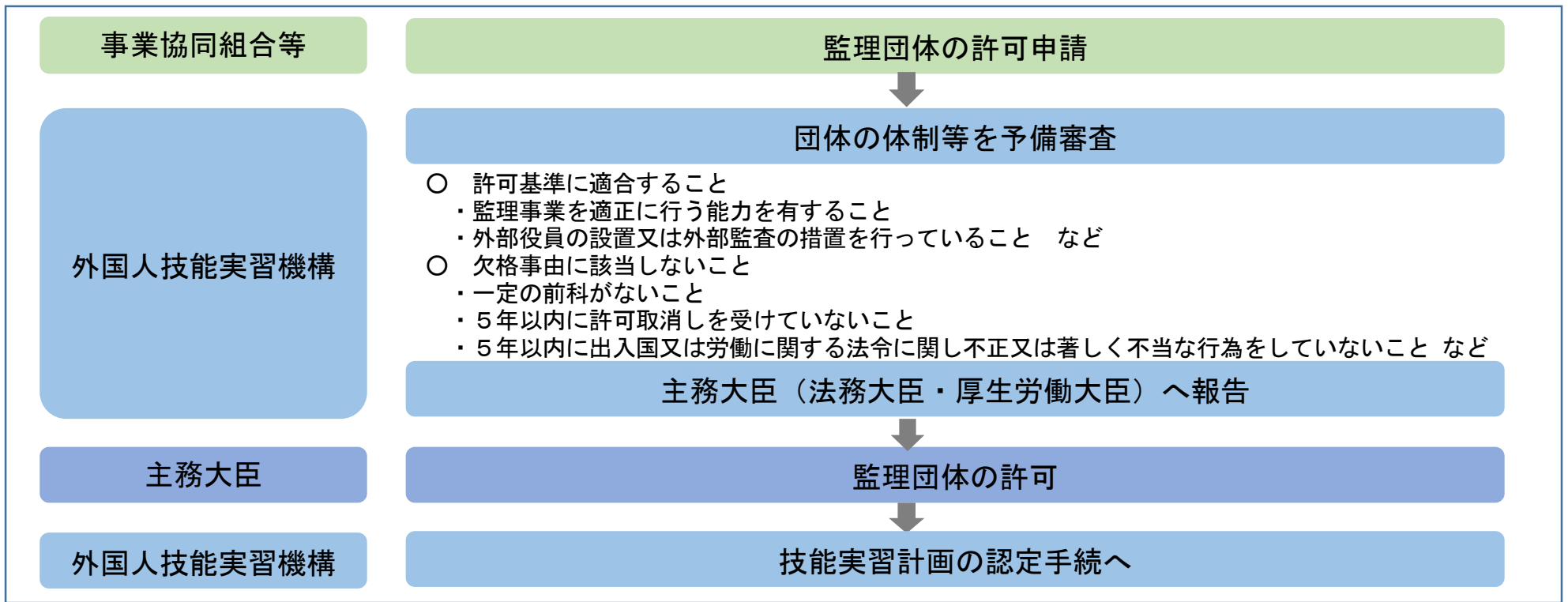
組織形態

- 認可法人
(発起人が設立を発起し、主務大臣が
設立を認可)

所掌事務

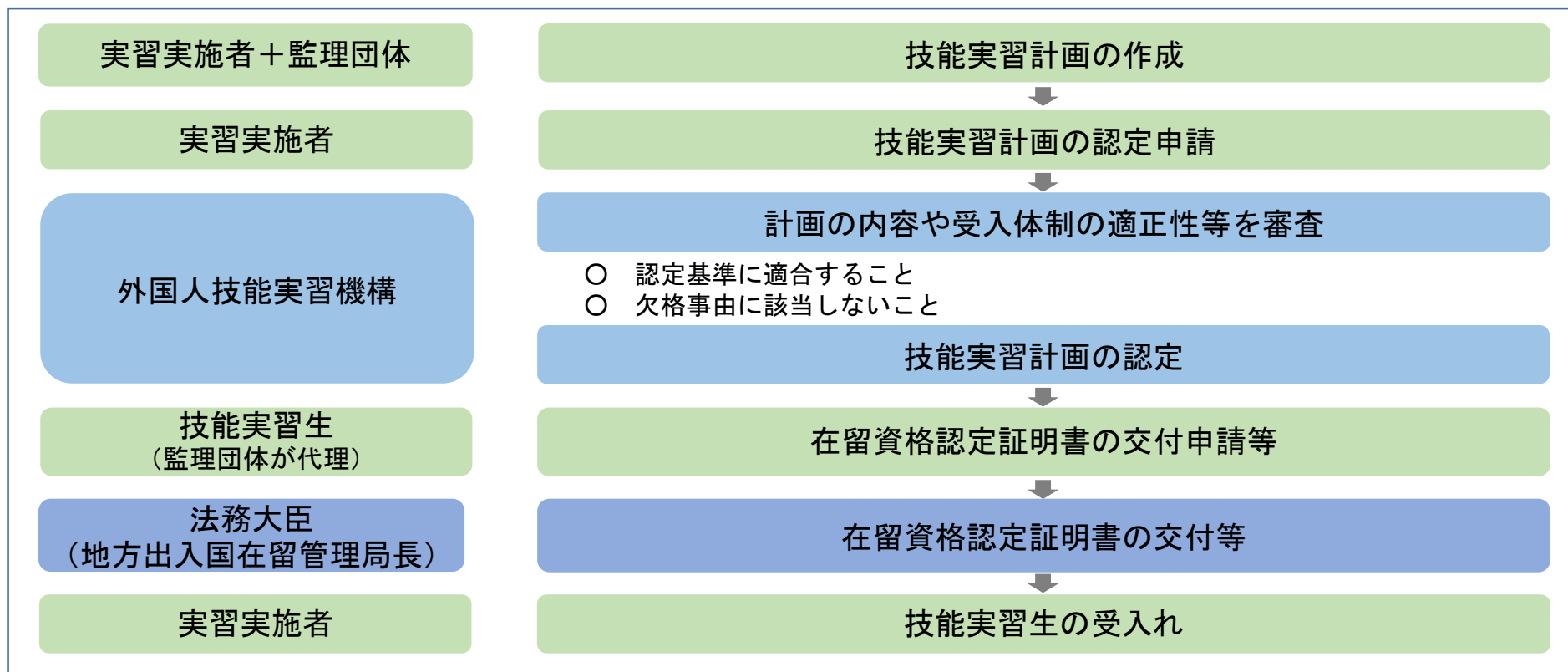
- (※は地方事務所で実施)
- ※技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- ※実習実施者の届出の受理
- ※実習実施者・監理団体に対する
実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,700団体)への
実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約70,000社)への実
地検査を実施(3年間で全数を網
羅)
- ※技能実習に関する各種報告(監理団
体からの監査報告、技能実習実施困
難時の報告、実習実施者からの実
施状況報告等)の受理
- ※技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の業務①（監理団体の審査）

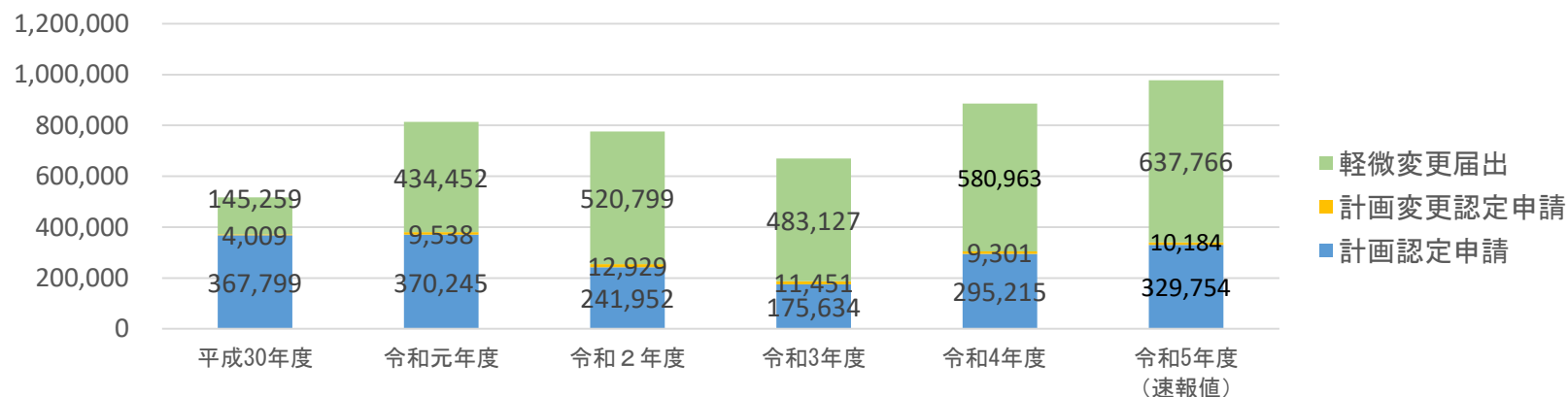


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）
 監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

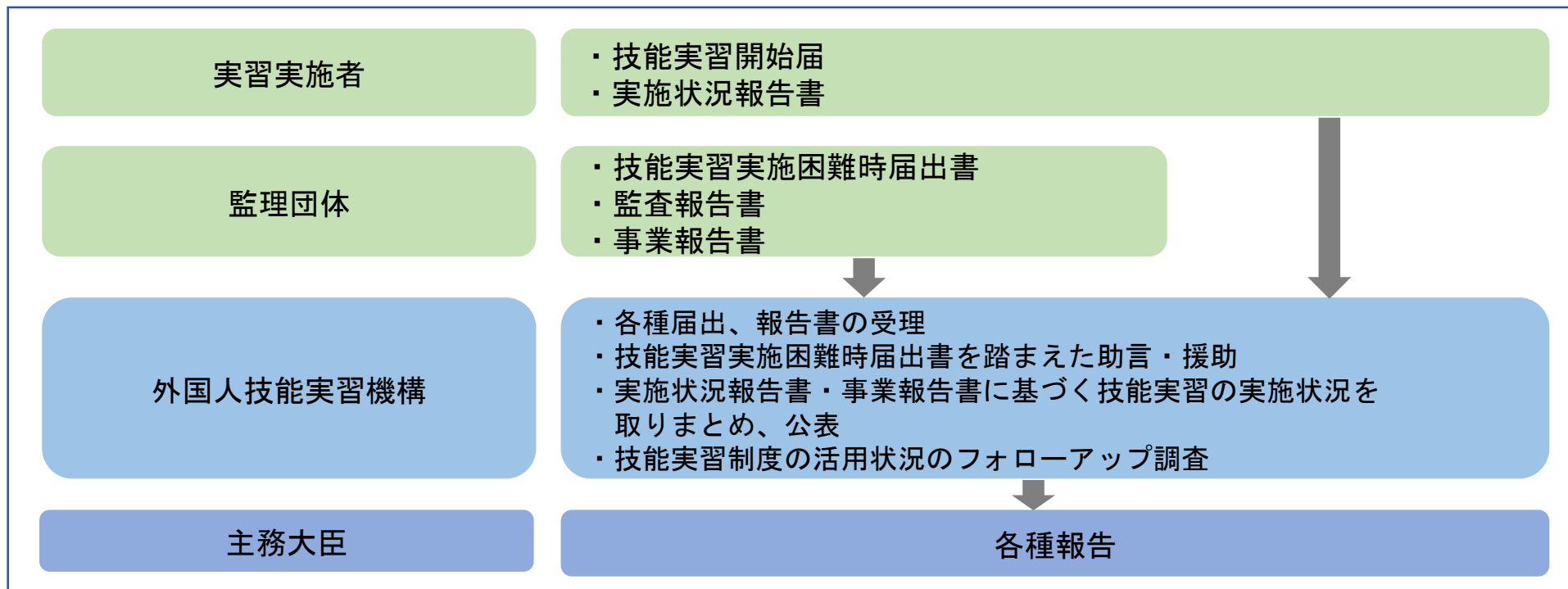
外国人技能実習機構の業務②（技能実習計画の認定等）



技能実習計画関係 各種件数



外国人技能実習機構の業務③（届出、報告書の受理）



機構による届出・報告書の調査項目

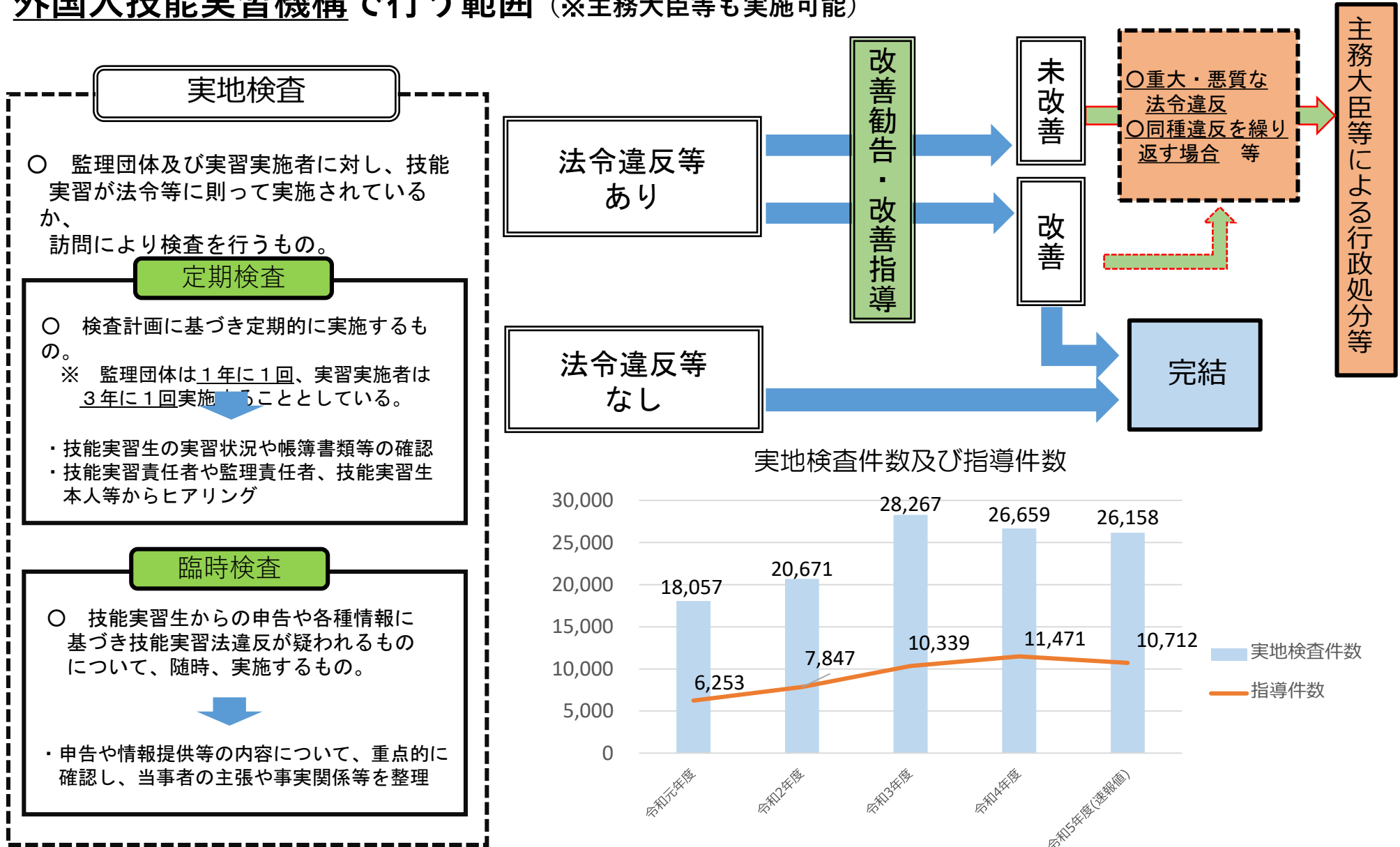
実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）



外国人技能実習機構の業務⑤（母国語相談、地方事務所の相談）

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：https://www.otit.go.jp/sns/index.html）。

母国語相談の実施

技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。

※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
技能実習生の在留者数（人）※年末時点	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940	404,556
相談件数（件）	854	2,695	7,452	13,353	23,701	17,332	14,328（注）
申告件数（件）	0	90	133	82	104	125	85

令和5年度の母国語相談の主な相談内容別内訳

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 2,719件（19.0%）
- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 2,438件（17.0%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 2,390件（16.7%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 1,923件（13.4%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 1,611件（11.2%）

※ 令和5年度の母国語相談受付件数（相談手段別に計上した受付件数の総数）は、9,276件（電話：5,828件、メール：3,439件、手紙：9件）
 （注）「相談件数」14,328件は、母国語相談受付件数9,276件を相談内容別に計上（一つの受付件数に対し、複数の内容が含まれる場合あり）した件数の総数。

外国人技能実習機構の業務⑥（実習先変更支援）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）
令和6年3月31日時点で監理団体2,796機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注1）技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注2）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受案件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39	52	70

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

外国人技能実習機構の業務⑦（宿泊支援）

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
 - ・ 事情等の聴取、確認
 - ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



- 一時宿泊先の提供
 - ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
 - ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



- 一時宿泊施設における支援
 - ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
 - ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

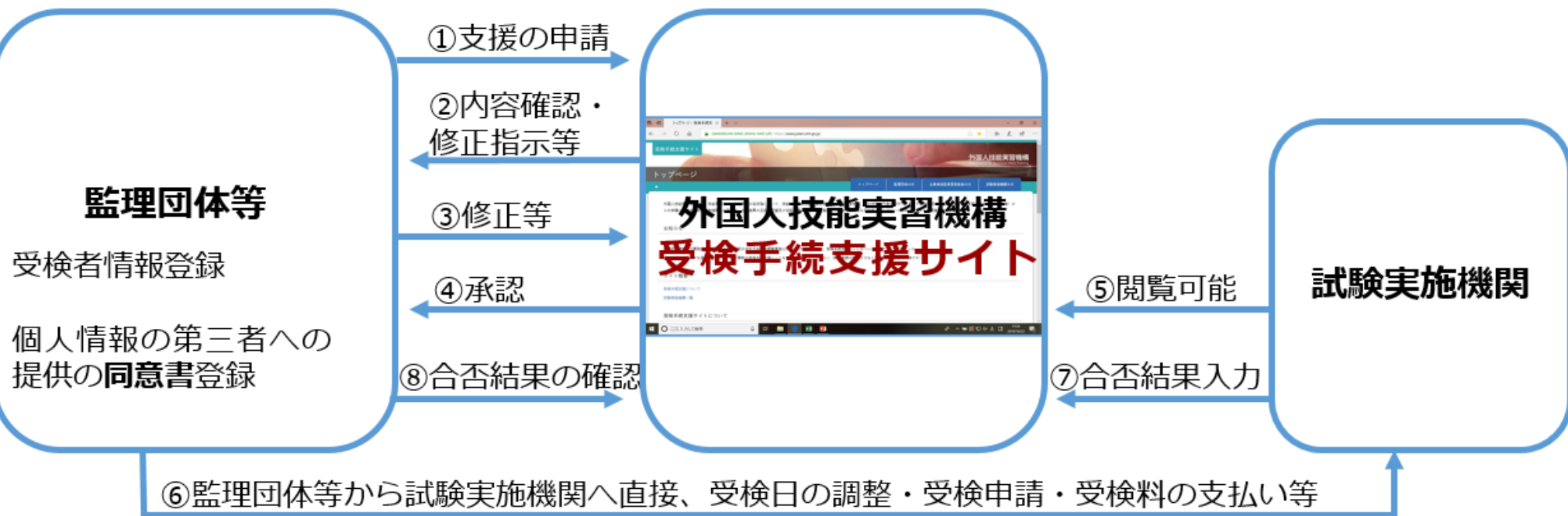
- 令和5年度末時点で、宿泊支援件数は、166件（累計）
- 宿泊支援協定締結対象施設は、393か所

（いずれも速報値）

外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受験手続支援）

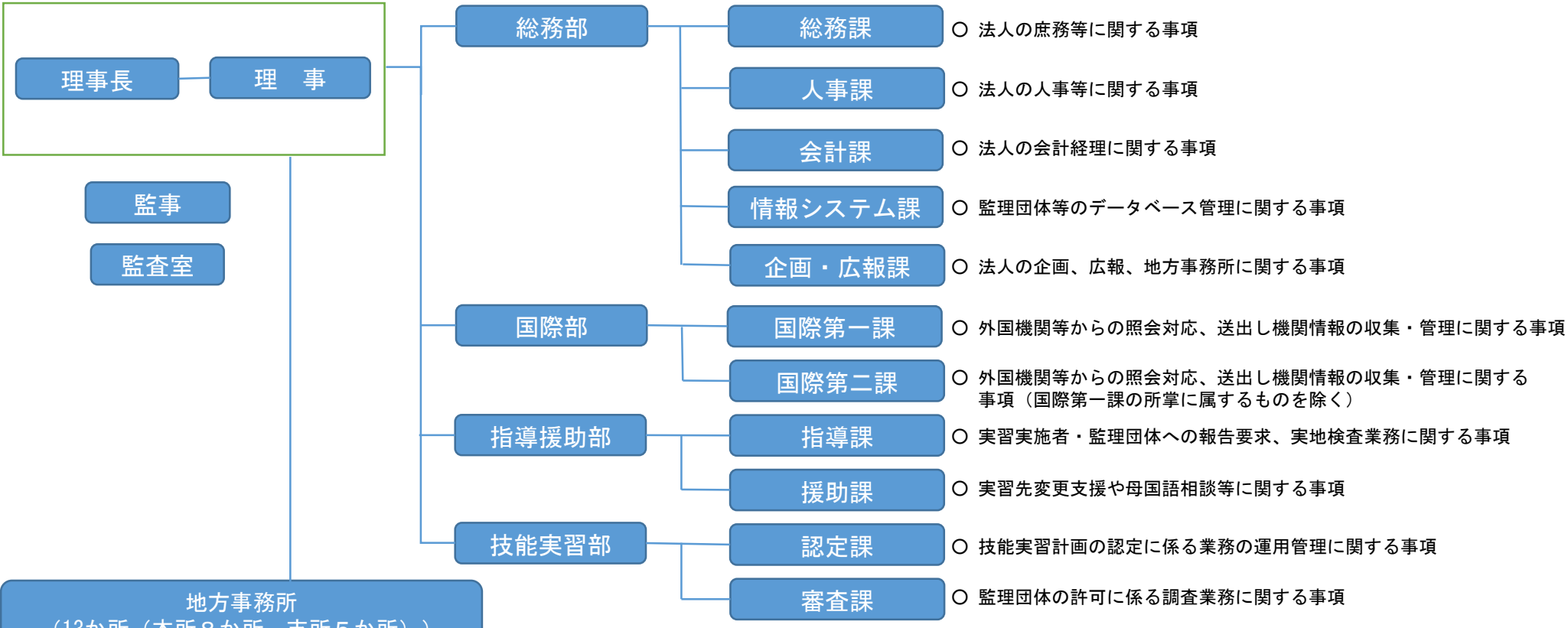
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受検手続支援サイトの仕組み

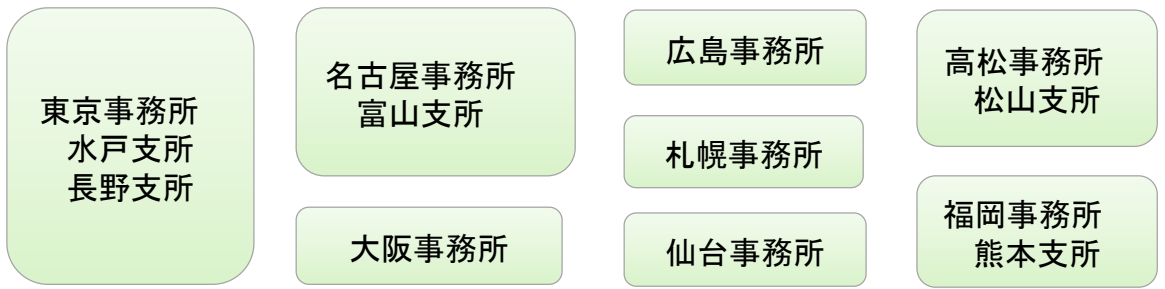
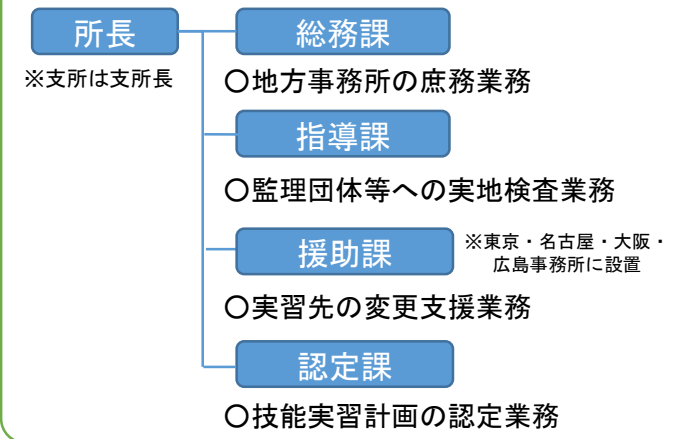


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
受検手続 支援人数	98,904	205,060	302,579	265,473	191,558	265,436	277,943

外国人技能実習機構の組織・体制について



地方事務所 (13か所 (本所 8 か所、支所 5 か所))



技能実習制度における申請等件数（関東地区ブロック）

監理団体許可件数（令和6年7月25日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	77件	86件	163件
栃木県	26件	17件	43件
群馬県	38件	34件	72件
埼玉県	55件	74件	129件
千葉県	75件	87件	162件
東京都	237件	133件	370件
神奈川県	41件	44件	85件
新潟県	17件	16件	33件
山梨県	6件	6件	12件
長野県	28件	37件	65件

(参考) 技能実習制度の仕組み

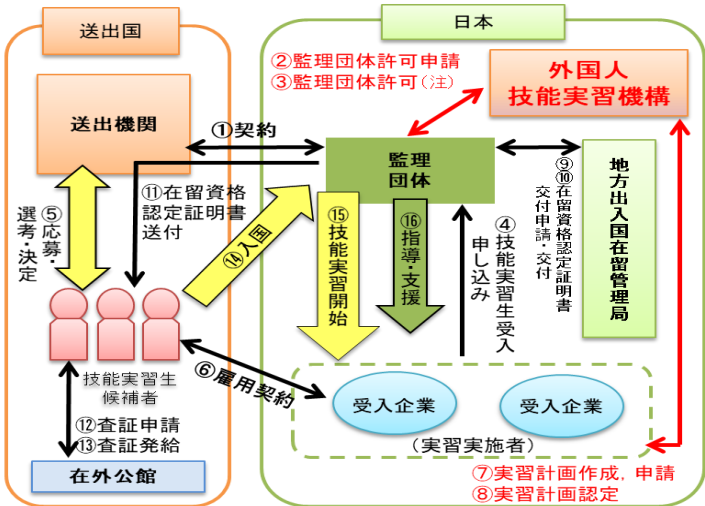
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

※令和5年末時点

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。

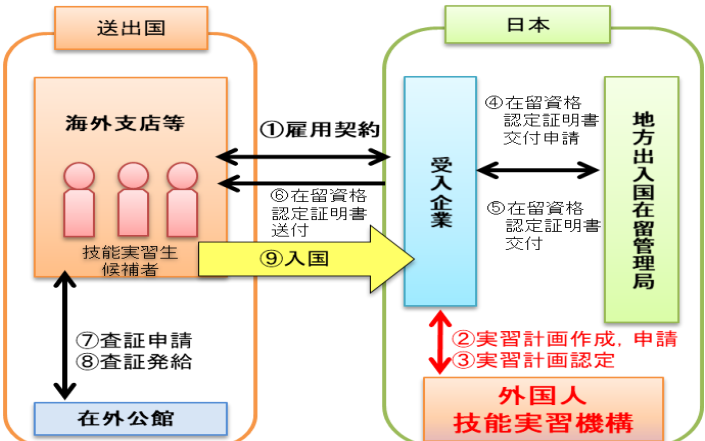
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

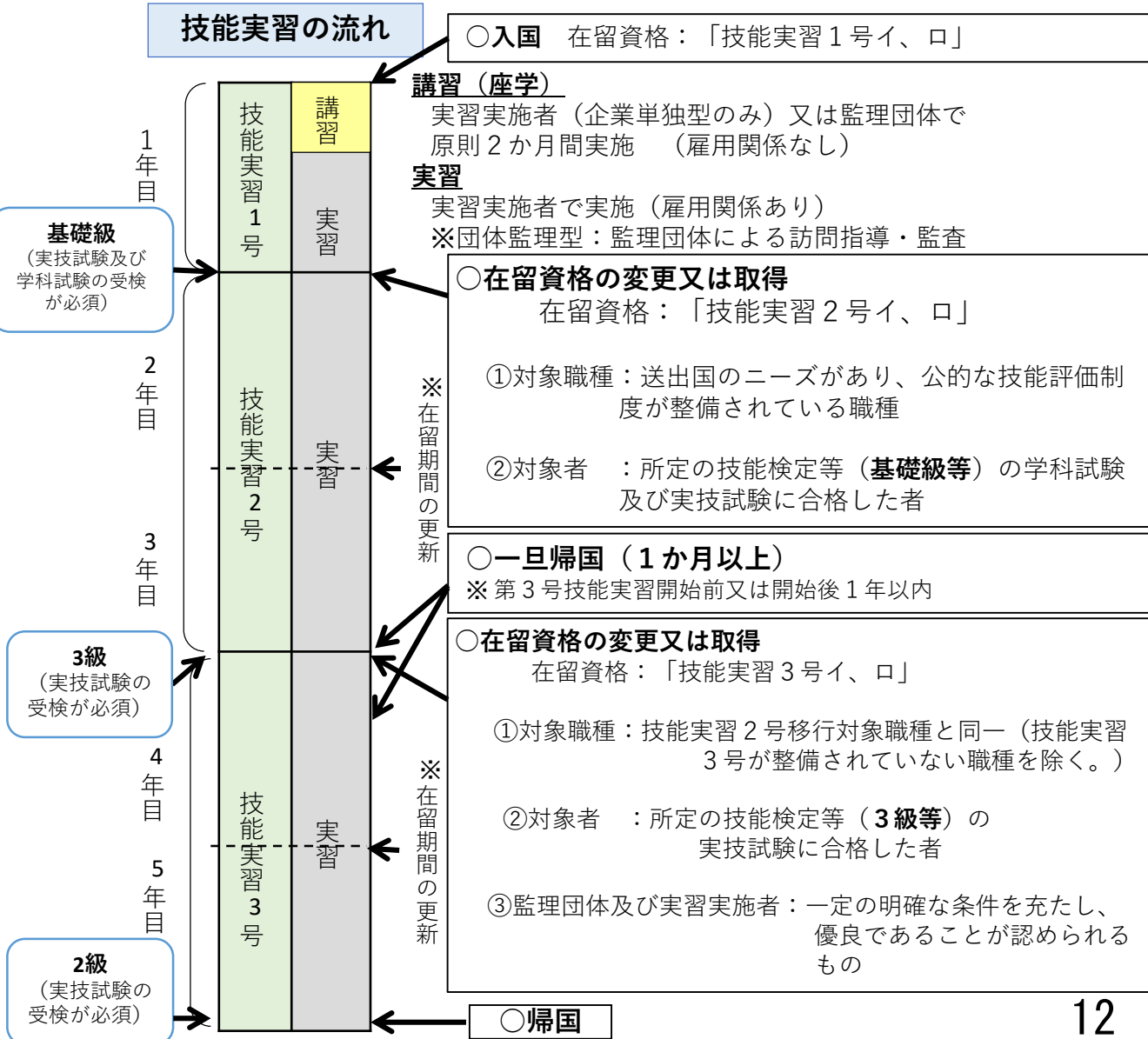


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習生向け相談業務の実施

1. 技能実習生への相談対応

技能実習生に対する支援として、技能実習生は、外国人技能実習機構に様々な相談を行うことができます。

相談対応にあたっては、主要な言語について曜日を決めて電話、メールで相談対応を実施する「母国語相談」を用意するとともに、地方事務所でも相談時に通訳人を用意して相談を行います。

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

技能実習法第49条第1項において、監理団体や実習実施者から、技能実習法令に違反する行為を受けた技能実習生は、出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣にその事実を申告することができます。

技能実習生は、申告を行うにあたって、機構で受け付けることで、母国語で申告を行うことができます。

3. 母国語相談の実施日時について

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告及び相談を行うことができます。電話料金はフリーダイヤルで無料です。

対応言語	対応日時	電話番号 ※ 対応日時外は留守番電話で受け付けています	メール
ベトナム語	月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木 11:00～19:00 日 9:00～17:00	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

手紙の送付先：〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階 外国人技能実習機構指導援助部援助課

技能実習生向け相談業務の実施

4. 地方事務所・支所での相談対応について

地方事務所・支所の業務時間（9:00～17:00）で、電話又は来所いただくことによりご相談に応じます。なお、通訳人が必要な場合については、相談開始にお時間をいただく場合があります。

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6445
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-398-6126
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階 ☎03-5577-5143
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8856
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-228-0627
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-481-7560
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3352
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3029
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4083
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール
アナウンスのあと**1**番をプッシュ！



電話以外の相談はこちら(<https://www.otit.go.jp>)のサイトを見てください。

ベトナム語(Tiếng Việt)

0120-250-168

月～金 11:00～19:00
土 9:00～17:00

中国語(中文)

0120-250-169

月・水・金 11:00～19:00

インドネシア語(Bahasa Indonesia)

0120-250-192

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

フィリピン語(Wikang Pilipino)

0120-250-197

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

英語(English)

0120-250-147

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

タイ語(ภาษาไทย)

0120-250-198

木 11:00～19:00
日 9:00～17:00

カンボジア語(ភាសាខ្មែរ)

0120-250-366

木 11:00～19:00

ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ)

0120-250-302

火 11:00～19:00



メールでの
相談は、
QRコードから
24時間受付

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の相談・情報提供窓口(https://www.otit.go.jp/koueki_tshou)からご連絡ください。

外国人技能実習機構の役割、業務内容

外国人技能実習機構は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、外国人技能実習機構東京事務所では以下の業務を行っています。詳細は、下記の各担当課へお問い合わせ願います。

指導課

- ・ 監理団体及び実習実施者に対する指導監督（実地検査、報告徴収）等に関する業務
(☎ 03-6433-9971)

認定課

- ・ 外国人技能実習計画の認定申請等に関する業務
- ・ 実習実施者の届出等各種届出に関する業務
(☎ 03-6433-9975)

援助課

- ・ 技能実習生からの相談、申告に関する業務
- ・ 実習先変更支援に関する業務
(☎ 03-5577-5143)

技能実習生向け相談窓口のご案内

- 東京事務所では、窓口・電話による相談を実施しています。日本語での相談が難しい場合は、電話での通訳を介して相談対応しています。
 - ◆ 窓口対応時間 9:00～16:00（土日祝、年末年始を除く）
 - ◆ 通話可能時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）
☎ 03-5577-5143
- 下記日時にベトナム語、中国語、インドネシア語の通訳を介して相談に対応をしています。待ち時間の短縮のため、可能な限り電話予約をお願いします。

ベトナム語
第2・第4 水曜日
14:00～16:00

中国語
月2回
曜日・時間は不定期

インドネシア語
月2回
曜日・時間は不定期

日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。
- 令和6年3月現在、本アプリの対象職種は「**機械・金属関係職種**」、「**食品製造関係職種**」、「**建設関係職種**」、「**農業関係職種**」及び「**繊維・衣服関係職種**」の5職種です。

▶ iPhoneをお使いの方は**こちら**



▶ Androidをお使いの方は**こちら**



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ 日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ 9か国語対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ
- ・母国語相談窓口：
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・災害情報：地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・事務所検索（大使館）：あなたの国の大使館情報
- ・アプリ共有：Facebook、Twitter、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア



※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。

■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に係る関東地区地域協議会資料

農業分野における技能実習の現状

令和6年6月

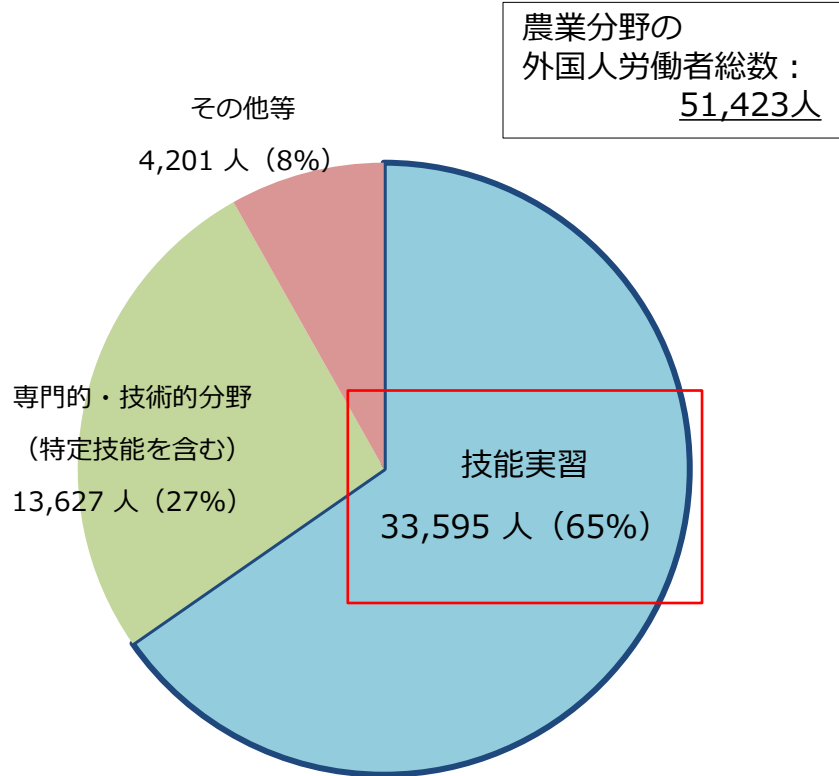
関東農政局
経営・事業支援部 経営支援課

農林水産省

農業分野における技能実習の現状

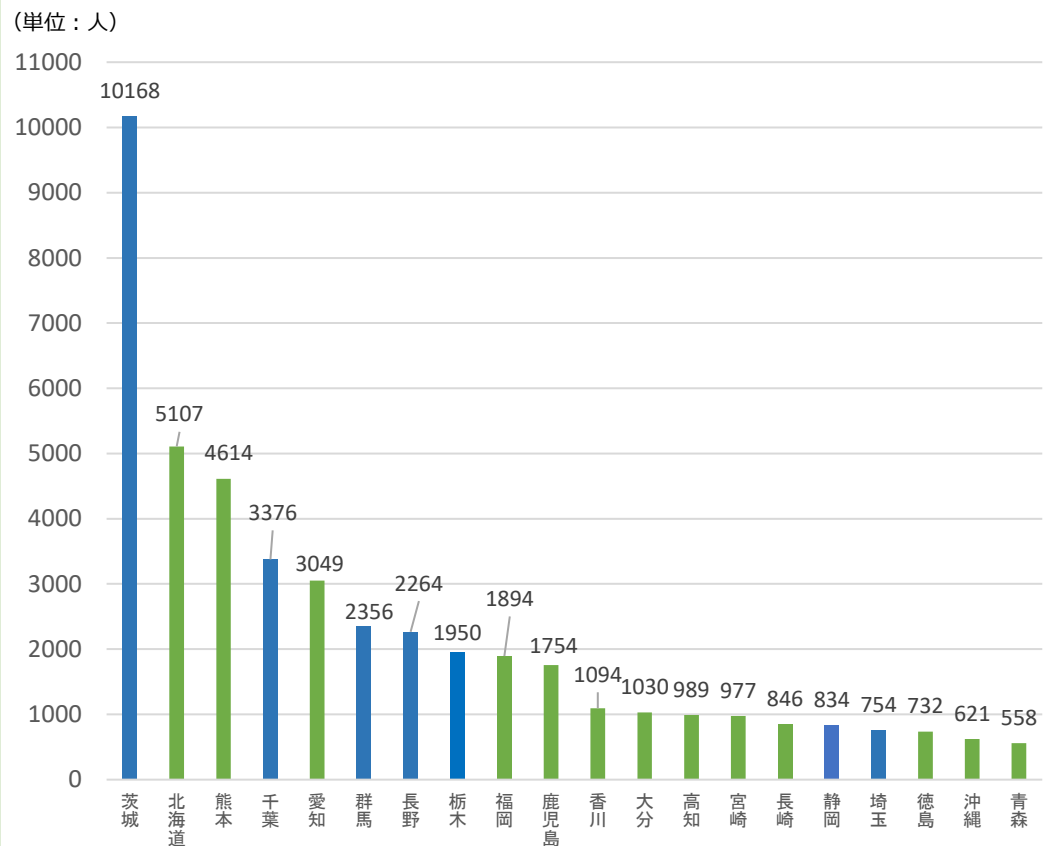
- 全国の農業分野に従事する外国人労働者数は51,423人で、うち**65%**を**技能実習生**が占める。
- 都道府県別にみると、茨城県（10,168人）が最も多く、次いで北海道（約5,107人）、熊本県（4,614人）。
- 全国の技能実習における失踪者数が業種別で2番目に多い状況（令和4年）。

■ 全国の農業分野に従事する外国人労働者数



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（令和5年10月末日現在）から特別集計

■ 都道府県別の農業分野に従事する外国人労働者数（上位20）

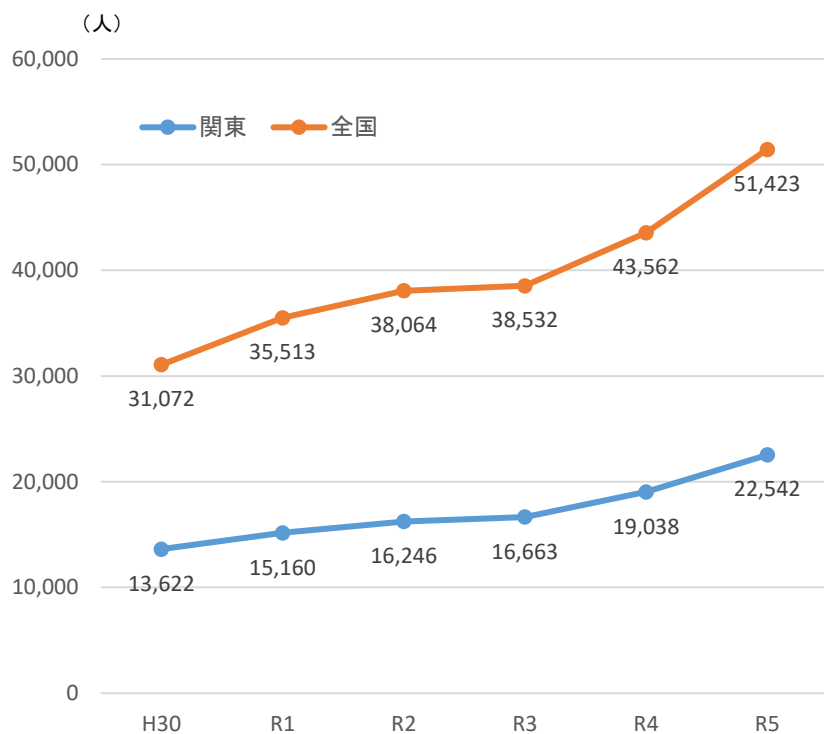


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（令和5年10月末日現在）から特別集計

農業分野の外国人材の受入れ（関東農政局管内）

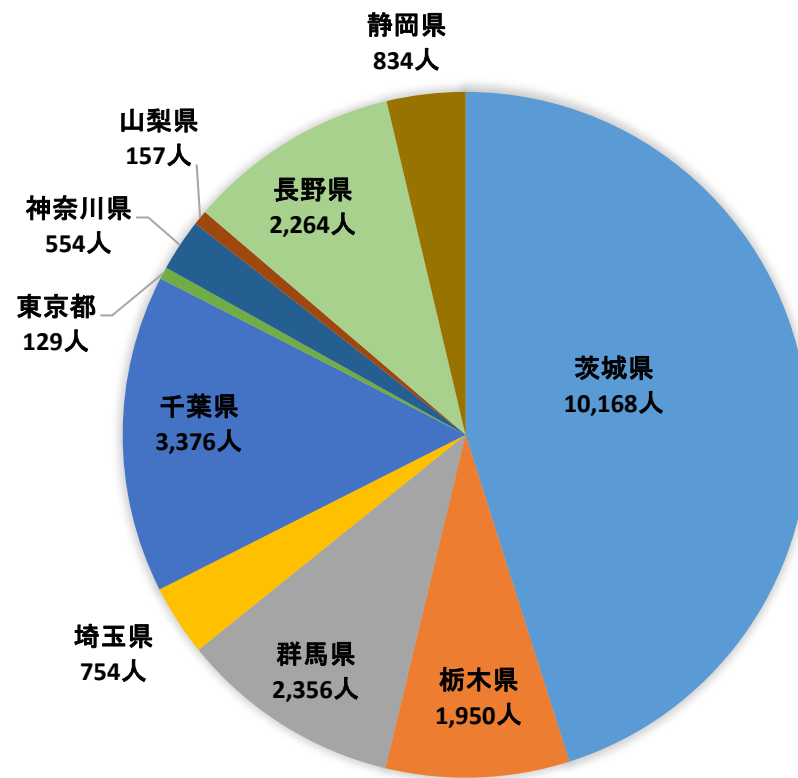
- 関東農政局管内における農業分野の外国人労働者数は22,000人余りで、全国に占める割合4割強となっている。
- 特に茨城県で多く、全国の約2割を占めている。次に多いのが千葉県となっている。

農業分野の外国人雇用状況



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

都県別 農業分野の外国人雇用状況



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（令和5年10月末現在）

中小企業連携組織対策推進事業

令和6年度予算額 6.0億円（6.1億円）

事業の内容

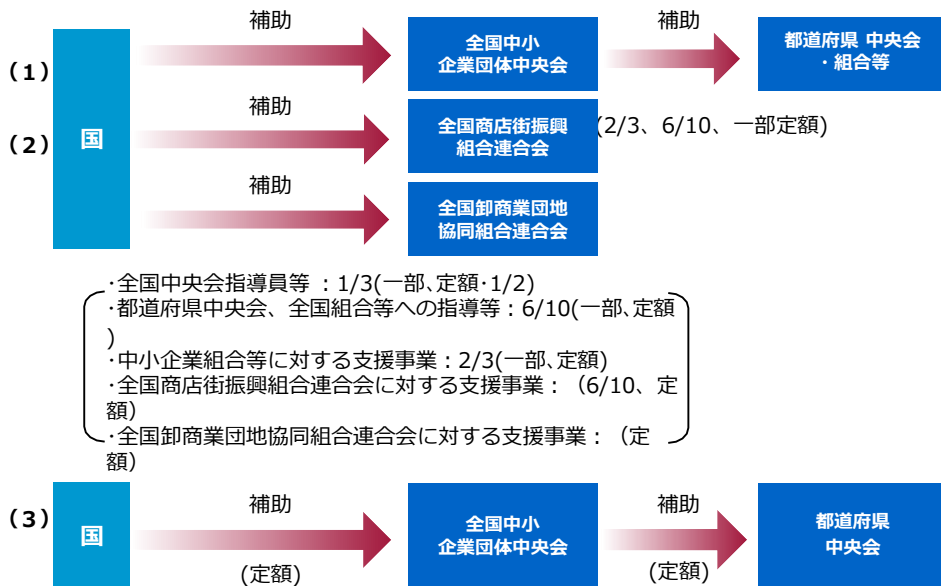
事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

- (1) 中小企業組合等指導・支援事業
 - ①人件費②都道府県中小企業団体中央会への指導等③組合への指導等④調査研究・情報提供等)
- (2) 中小企業組合等課題対応支援事業
 - (新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業に対する支援)
- (3) 外国人技能実習制度適正化事業
 - (外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業に対する支援)

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指す。

目標最終年度となる令和10年度までに外国人技能実習生受入事業を行う組合等の技能実習法の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

日本で暮らす外国人のみなさん、知っていますか？

これは**犯罪**です!!

～携帯電話不正契約～

SNSや友人の紹介等で
「携帯電話を契約して渡せば
お金を支払います」に応募。

自分の名義で
複数台の携帯電話を購入。

契約した携帯電話を渡して
お金をもらう。

携帯電話の料金を請求される。
キャッシュバックされるはず
が、連絡がとれなくなる。
「あっ騙された！」



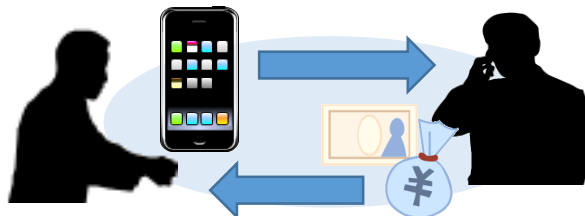
携帯契約代行



携帯電話の料金はすべて
キャッシュバックします



携帯電話販売店



他人に渡すために携帯電話を契約することは、
携帯電話会社に対する

詐欺になります!

さらに、
携帯電話の本体料金や通話料金は、

すべて自分に請求されます!



警察相談
ダイヤル

9110

困った時は一人で悩まず、家族や友人、
最寄りの警察署へ相談してください。

警 視 庁

はんざい
犯罪

ぜったい

だめ



たいほ
逮捕

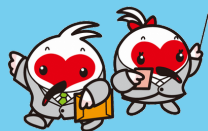
きょうせいそうかん

強制送還

じぶん くに おく かけ

(自分の国に送り帰される)

けいしちょう
警視庁



新潟県外国人材受入サポートセンター



Work in NIIGATA

外国人材の受入・採用・定着に関するお悩みをご相談ください！

- ・受入体制づくりのノウハウがない
- ・社員／現場のメンバーが抵抗感を示す
- ・採用活動はどうすれば良い？
- ・在留資格とは？手続きはどうすれば良いか？
- ・外国人材と出会うきっかけがほしい
- ・自社で採用ができるのか？
- ・海外展開も検討してるが....
- ・外国人材を採用し社内を活性化させたい！

様々な形式で対応いたします！

企業向け

センターへのご来所によるご相談



企業様への訪問によるご相談



オンラインによるご相談



電話・メールによるご相談



専任コーディネーターが企業1社1社に合わせて完全ワンストップ支援！

- 外国人との交流
- 求人票の作成
- 選考試験フロー
- 内定辞退防止対策
- 入社手続き関連
- 入社後教育
- 受入体制の構築
- 採用基準の設定
- 居住環境整備
- フォローアップ

セミナー — 合同企業説明会 — 選考試験 — 内定 — 在留資格手続き — 入社

1社ごとの課題・ニーズに合わせて外国人材活用コンサルティングの実績が豊富なコーディネーターが専任でサポートいたします。

令和6(2024)年度の取り組み

通年での外国人材の受入に関する相談対応や人材マッチング(無料職業紹介)の他、以下の開催・実施を予定しています(詳細は裏面へ)。

各取組の開催日時／会場等の詳細はホームページ等で公表いたします。

- ① 合同企業説明会の開催／9月予定
- ② ジョブフェア in ベトナムの開催／8月上旬予定
- ③ 企業と外国人材の交流会の開催／10月、12月予定
- ④ 外国人材受入促進のためのセミナーの開催／10月、12月予定
- ⑤ 出張セミナーの開催／申込受付後随時対応



ToYo Work.  新潟県

お問合せ

場所／新潟県新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル2F

営業時間／平日10時～17時

TEL／025-250-1021 MAIL／niigata2023@toyowork.co.jp

運営／東洋ワーク株式会社

お気軽にお問い合わせくださいませ！

HP

相談予約



令和6(2024)年度の取り組み



Work in NIIGATA

合同企業説明会

外国人留学生などの新潟県内就職を促進するため、県内企業と外国人留学生等のマッチングに向けたイベントを開催します。

開催日 9月24日(火)
会場 朱鷺メッセ
(メインホール)

- ◎留学生を中心に就職活動対象の外国人材が参加
- ◎採用計画のある企業との意見交換会
- ◎イベント後日も専任コーディネーターが伴走型支援
- ◎会社見学、選考、マッチングまでワンストップでサポート！



ジョブフェア in ベトナム

日本での就労を目指すベトナム人学生等に、新潟県を知ってもらい県内就職に繋げることを目的にジョブフェアを開催します。

開催日 8月4日(日)、5日(月)、6日(火)
開催地 ビンロン省(1会場)
ホーチミン市(2会場)
渡航期間 8月3日～7日(予定)

- ◎イベントの実施の為、ご渡航・ご参加いただける企業を募集します。
- ◎ご案内に関しては、今後告知いたします。



県内企業と留学生等外国人材の交流会

県内企業と外国人留学生等の相互理解を深めるため、外国人材の採用に関心のある県内企業と留学生の交流会を県内において開催します。

① **開催日** 10月16日(水) **会場** 新潟テルサ
② **開催日** 12月5日(水) **会場** 長岡商工会議所



外国人材受入促進のためのセミナー

外国人材の県内企業等への就職を促進するため、外国人材・県内企業等を対象とした、外国人の採用・定着に関するセミナーを企画・開催します。

① **開催日** 10月16日(水) **会場** 新潟テルサ
② **開催日** 12月5日(水) **会場** 長岡商工会議所

- ◎外国人材の受入に関する現状と課題
- ◎外国人材の適正な受入体制の整備
- ◎在留資格制度や外国人材の採用、定着に関する留意点
- ◎外国人材を採用している企業の事例紹介

出張セミナー

県内の大学・専門学校や県内自治体、経済団体等の依頼に基づき出張セミナーを開催します。

開催時期/テーマ・・・要相談

- ◎運営事業予算の都合により、すべての依頼を受けられるとは限りません
- ◎参加者数20名以上規模のものを想定

～よくあるご質問・ご相談～



■採用を考える際に必要なことは？

外国人材は在留資格やステータスが多岐に渡ります。そのため、採用目的を整理することが大切です。
また、現場で働く社員の皆様から受入れに関わる理解や認識を持つことが非常に大切です。

■採用活動のスタートは？

採用した際に従事してもらう業務に必要な在留資格を確認し、国内もしくは海外から募集をするか決め、求人票を作ります。求人票の作成では、どのような見せ方が外国人材により魅力的になるか等レクチャーしながら支援させていただきます。

■スムーズな受け入れのための心構えは？

お互いの文化を尊重して理解しようとする姿勢を社員1人1人が持つことがポイントです。サポートセンターでは、ご要望に応じて社内の受入体制構築に向けた出張型講座も実施いたします。

■採用後のフォロー・教育については？

コミュニケーション力や積極性、日本語力向上に努める姿勢も面接時に確認できると良いと思います。研修や教育の体制づくりをしっかりと行うこともスムーズな受入れ・定着に繋げるポイントです。

■文化や価値観の違いにはどのように対応すべき？

文化の違いや宗教含めた考え方の違いを全てを想定して事前に対処をしきることは不可能であると捉えた方が良いと思います。最も重要なことはコミュニケーションを取ること、互いの異文化を理解し尊重し合おうという気持ちが重要です。向き合うこと、理解すること、認め合うことが共生に向けた考え方に繋がります。

長野県内の企業・団体の皆さまの

外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

技能実習生を受け入れるには
どうすればいいのだろうか…

外国人を雇用するとき
どんなルールが
あるんだろう…

外国人留学生を
採用するときの
注意点は？

『特定技能1号・2号』って
どんな在留資格？



外国人従業員に
できるだけ長く
働いてもらうには…

こんなときは、まずはお気軽にご相談ください

専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします

来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00~16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



詳しくはこちらから

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです





FAX 026-217-1472

**長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談申込書**

FAXでの申し込みは、以下の記入欄にご記入のうえ送信してください。
申し込み受付後、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

事業所名	ふりがな
業種	
所在地	
相談者 部署・氏名	ふりがな
連絡先電話番号	
相談内容	

※ご提出いただいた事業所の情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外に利用することや第三者に提供することはありません。

長野県外国人材受入企業サポートセンター

〒380-0836

長野市大字南長野南泉町1009-3

電話 026-217-1471

FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

URL <https://nagano-gaisapo.org/>